

5 振興の基本方向の実現に向けた主要な指標の見通し

(1) 農林漁業就業者

農林水産業、農山漁村の振興を図るには、就業者の育成が重要かつ緊急の課題となっている。このため、関係機関、団体等が一体となって、農林漁業経営の改善に向けた支援対策に積極的に取り組み、企業的な経営感覚を持つ経営者を育成するとともに、農漁家等の子弟以外についても就業への門戸を開き、広く農林水産業の就業者を確保する。

のことにより、高齢者のリタイヤが見込まれる一方で、新規就業者等の確保に努めることから、農業就業者数は平成17年の28,2千人から平成23年24,9千人、林業就業者数は平成17年5百人から平成23年5百人弱、漁業就業者数は平成17年4,3千人から平成23年4,1千人が見込まれる。

(2) 農業産出額・林業粗生産額・漁業生産額

農業産出額・林業粗生産額・漁業生産額の減少に歯止めをかけ、農林水産業の持続的な発展を図るため、本県の有する亜熱帯性気候の特性を最大限に生かし、県民の豊かな生活を支える安全・良質な農林水産物を生産・供給し、県経済の活性化に資する。

のことにより、農業産出額は平成18年度の906億円から平成23年度にはおよそ1,300億円に、林業粗生産額が平成18年度の7億円から平成23年度にはおよそ12億円に、漁業生産額は平成18年度の211億円から平成23年度にはおよそ290億円が見込まれる。

(3) 耕地面積

県土の生活及び生産に通ずる諸活動に配慮しながらも、農地は県民の次世代に残すべき限られた貴重な資源であるとの基本認識に立ち、優良農地の確保とその適正な利用と保全に努めるものとする。

のことにより、耕地面積は、平成18年の39,200haから平成23年には39,000haが見込まれる。

(4) 食料自給率

農林水産物の生産は、産業としての役割を果たすだけでなく、県民の健康で豊かな生活の基礎として大切なものである。このため、食料の安定供給を確保することにより、地域社会の安定及び県民の安心と健康の維持に努めるものとする。

特に本計画において、重点品目のおきなわブランドの確立による拠点産地の形成等を推進するとともに、地産地消による消費の拡大に努めることなどにより、食料自給率は平成17年度の30%から平成23年度には40%を目標とする。

第3章 施策・事業の展開

農林水産業・農山漁村の目指すべき振興の基本方向に基づき、次のとおり具体的な施策・事業を展開する。

1 おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化

成 果 指 標	単位	平成12年度 (基準年)	平成18年度 (実績)	平成23年度 (目標)
拠 点 产 地 数	地区	7	51	142
栽 培 面 積	ha	29,766	28,020	32,800
家 畜 頭 数	家畜単位	169,523	155,845	198,000
漁 業 生 産 量	トン	38,625	40,600	54,600

注1) 平成23年度の数値については、県独自の試算に基づくものである。(以下、他の指標についても同じ)

(1) 戦略品目の生産拡大によるおきなわブランドの確立

ア 野菜の拠点产地形成

さやいんげん、ゴーヤー等の戦略品目を中心におきなわブランドを確立するため、产地協議会の活動強化等を図り、担い手を中心とする自立した产地活動による生産・出荷体制を整備するとともに、農業用水の確保、耐候性ハウス、防風・防虫等ネット栽培施設や農業用機械等の整備と併せて、生産から販売までの一連の戦略の下、消費者、市場等のニーズに対応した定時・定量・定品質の生産・供給が可能な拠点产地の形成を推進する。

実施事業の内容

事 業 項 目	事 業 内 容
拠点产地形成及び施設の整備等	・野菜拠点产地を育成するため、鉄骨ハウス及び低コストハウス、防風・防虫等ネット栽培施設等や農業用機械等の整備を行う。
技術・新品種の実証展示	・実証展示圃を設置し、新技術及び新品種の普及を推進する。
野菜品評会の実施及び出荷規格の指導	・野菜の選果選別を徹底し、生産農家の選果技術の向上を図るとともに、出荷規格の遵守を指導し、市場評価を高め、おきなわブランドを確立する。
拠点产地の育成指導	・消費者や市場に信頼される「定時・定量・定品質」の拠点产地を育成指導する。 ・生産出荷の組織化を促進する。 ・技術の平準化対策を行う。 ・品質向上対策を行う。

実施事業の内容（続き）

事業項目	事業内容
拠点産地の育成指導	<ul style="list-style-type: none"> ・産地における経営類型の作成・指導を行う。 ・有望新規品目の探索を行う。 ・産地間の情報交換などを行う販売戦略会議を開催する。 ・ブランド化へのマニュアル作成を行う。 ・販売等の専門家によるリーダー研修会・講演会を開催する。

イ 花きの拠点産地形成

きく等の戦略品目を中心におきなわブランドを確立するため、産地協議会の育成及び活動強化等による産地体制を整備するとともに、耐候性ハウス、防風・防虫等ネット栽培施設の整備、自動選別結束機等の導入など各種生産流通施設等の整備を重点的に実施し、併せて、新品種の開発、新規品目の導入・普及や優良種苗の安定供給を図り、安定的に生産出荷できる拠点産地の形成を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
拠点産地形成及び生産施設の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・花き拠点産地の育成を図るため、先進的な生産、流通施設等を整備する。 ・防風・防虫等ネット栽培施設等及び共同利用機械施設等を整備する。
新技術・新品種等の実証・普及	<ul style="list-style-type: none"> ・実証展示圃を設置し、新技術及び新品種の普及を推進する。 ・熱帯性花き類等の新規品目の導入により周年出荷体制を推進する。
拠点産地の育成指導	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者や市場に信頼される「定時・定量・定品質」の拠点産地を育成指導する。 ・生産出荷の組織化を促進する。 ・技術の標準化対策を行う。 ・花き品評会の実施及び出荷規格を遵守する。 ・品質向上対策を行う。 ・産地における経営類型の作成・指導を行う。 ・有望新規品目の探索を行う。 ・産地間の情報交換などを行う販売戦略会議を開催する。 ・ブランド化へのマニュアル作成を行う。 ・販売等の専門家によるリーダー研修会・講演会を開催する。

ウ 果樹の拠点産地形成

マンゴー、パパイヤ等の戦略品目を中心におきなわブランドを確立するため、産地協議会の育成・強化を図り、担い手を中心とする産地活動による生産・出荷体制を整備するとともに、優良品種の導入・普及、自然災害と鳥獣害や病害虫の発生に対処した耐候性ハウス及び防鳥・防虫等ネット栽培施設、農業用機械等の整備を促進することにより、高品質でかつ安定的に生産出荷ができる拠点産地の形成を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
拠点産地形成及び施設整備等	<ul style="list-style-type: none">果樹拠点産地を育成するため、低コストハウス及び鉄骨ハウス、防鳥・防虫等ネット栽培施設等及び農業用機械等の整備を行う。
新技術・新品種の実証・普及	<ul style="list-style-type: none">実証展示圃を設置し、新技術及び新品種の普及を推進する。試験場で育成選抜された優良品種の普及、増殖を図る。
拠点産地の育成指導	<ul style="list-style-type: none">消費者や市場に信頼される「定時・定量・定品質」の拠点産地を育成指導する。生産出荷の組織化を促進する。技術の平準化対策を行う。果樹品評会の実施及び出荷規格を遵守する。品質向上対策を行う。産地における経営類型の作成・指導を行う。有望新規品目の探索を行う。産地間の情報交換などを行う販売戦略会議を開催する。ブランド化へのマニュアル作成を行う。販売等の専門家によるリーダー研修会・講演会を開催する。

工 かんしょ、薬用作物の拠点産地形成

かんしょは近年、健康食品として注目されており需要拡大が期待されることから、機械施設の導入、実証ほの設置により、需要に応じた高品質のかんしょを安定供給できる拠点産地の形成を推進する。

また、ウコン、アロエベラ等の薬用作物については、加工処理施設等を整備するとともに生産性及び品質の向上を図り、安定供給できる拠点産地の形成を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
拠点産地の形成及び生産・加工施設等の整備	<ul style="list-style-type: none">かんしょ、薬用作物の生産出荷販売体制の強化を図るため拠点産地の育成指導を行い、機械・処理加工施設の整備を行う。
栽培技術・経営指導	<ul style="list-style-type: none">かんしょ、薬用作物の品質向上及び安定供給体制を確立するため、実証ほの設置、栽培技術及び経営指導を行う。
優良種苗の育成・普及	<ul style="list-style-type: none">生食・加工用に適した紅イモ等の優良種苗を育成し、普及に努める。

オ 肉用牛生産供給基地の育成

肉用牛生産の拡大と生産コストの低減、肉質向上と斉一化に重点を置いた遺伝的能力の向上及び飼養管理技術の改善を図る。

このため、クローニング技術等を活用した肉用牛の改良手法の開発や肥育技術の向上により沖縄和牛のブランド化を推進する。

また、肉用牛経営の安定を図るため、粗飼料の生産・利用の効率化、エコフィードの利用など飼料自給率の向上等に努め、飼養管理技術の改善、新技術・効率的な生産方式や肉用牛ヘルパー活動の導入等を推進し、経営感覚に優れた農家の育成を行うとともに、子牛生産基盤の拡大強化と地域内一貫生産を促進する。

さらに、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策を実施するとともに、撲滅が達成されたオウシマダニ及びこれが媒介するバベシア病の侵入防止対策を図るため、監視体制を強化する。

実施事業の内容

事 業 項 目	事 業 内 容
肉用牛群改良基地育成	<ul style="list-style-type: none"> ・肉用牛の品質の特性を活かした効率的かつ組織的な育成改良による産肉性等経済能力の向上を図る。 ・肉用牛の導入を行い、牛群の整備・増殖を図る。
振興施設の整備及び飼料生産体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・畜舎、堆肥舎等共同利用家畜飼養管理施設の整備並びに、家畜排せつ物処理利用施設その他施設機械の導入を行う。 ・TMR（混合飼料）生産供給施設の整備、草地、放牧地の簡易造成整備、草地管理用機械の導入を行う。
自給飼料の増産	<ul style="list-style-type: none"> ・自給飼料の生産拡大を図る。
エコフィードの利用	<ul style="list-style-type: none"> ・エコフィードの利用拡大を促進する。
人工授精普及推進	<ul style="list-style-type: none"> ・肉用牛の改良速度の向上を推進し、優良種雄牛造成のスピードアップと正確度の向上を図る。 ・優良種畜の凍結精液を製造払い下げし、人工授精の普及及び家畜改良を図る。
品質向上対策	<ul style="list-style-type: none"> ・育種価が高い優良な繁殖雌牛の保留の推進及び生産技術の向上を図る。
家畜衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策を実施する。 ・牧野ダニ侵入防止対策を実施する。

力 木材の拠点産地形成

環境に優しい再生可能な資源である木材を、安定的に供給するための拠点産地の形成を推進するため、森林組合等の組織強化及び森林施業技術等の確立と普及指導の強化を図る。

また、作業の合理化やコスト縮減を図るため、林業生産基盤としての林道等の路網整備や木材加工等の施設を整備する。

実施事業の内容

事 業 項 目	事 業 内 容
拠点産地形成及び育成指導	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会等の育成を図り、県産材の安定供給体制の強化を推進する。
拠点産地整備	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点産地の効果的、効率的な形成及び育成を図るため、木材加工・流通施設、効率化施設等の整備を行う。
路網の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・林業生産基盤の整備を図るために必要な施設の整備を行う。
森林施業技術、経営指導	<ul style="list-style-type: none"> ・森林資源の育成、管理及び森林組合の資質の向上及び経営指導による体制強化を図る。

キ 養殖魚介類の拠点産地形成

とる漁業からつくり育てる漁業への転換により生産形態が変化するなか、クルマエビ、モズク、海ぶどう、ヤイトハタ等の養殖魚介類の安定生産、計画出荷ができる拠点産地の形成を推進する。そのため、各種養殖施設の整備や養殖技術の開発・普及及び共済、融資事業の充実・強化を図る。

また魚病被害や漁場汚染の防止を図るために魚病対策等を実施する。

実施事業の内容

事 業 項 目	事 業 内 容
養殖関連施設等の設置	・養殖関連及び種苗供給施設の整備や養殖場の造成を推進する。
養殖用種苗の供給	・養殖魚介類等の種苗の生産、供給を行う。
養殖技術・経営指導	・養殖漁家に対する養殖技術及び経営指導を行い、安定的経営を推進する。
魚病対策	・魚病の早期診断、治療、予防体制の確立を図る。

(2) 安定品目の生産供給体制の強化

ア さとうきびの生産供給体制強化

さとうきびの生産振興を図るために、かんがい施設、ほ場整備、防風林等の生産基盤の整備をはじめ、機械化の促進、集中脱葉施設等の整備、土づくり、病害虫防除、優良品種の開発・普及、栽培体系の改善等、諸施策を総合的に推進し、生産性及び品質の向上を図る。

また、国による新たなさとうきび経営安定対策及び「さとうきび増産プロジェクト基本方針」に対応するため、安定的かつ効率的な生産担い手として、認定農業者、生産法人、共同利用組織や受託組織等を育成するとともに、経営規模の拡大及び耕作放棄地の解消へ向けた農地流動化対策を強化する。

実施事業の内容

事 業 項 目	事 業 内 容
さとうきび産地体制の整備	・市町村協議会の活動促進、展示ほの設置等を実施し、技術向上、新品種の普及を推進する。
さとうきび生産条件整備	・小規模土地基盤、集団営農用機械及び共同利用施設の整備を行う。
さとうきび優良種苗の開発・普及	・地域に適応した新品種の育成及び優良種苗の普及拡大を推進する。
さとうきび生産法人等担い手及び生産組織の育成・強化	・生産法人等の育成・強化、担い手育成のための展示ほの設置、機械の導入等を行つ。 ・さとうきび生産組織の育成・強化を図る。

実施事業の内容（続き）

事業項目	事業内容
農業機械銀行等の育成	・農家意向調査、オペレーターの育成、機械技能講習会の開催等を行う。 ・農業生産資材費の低減対策促進会議の開催、農業機械整備施設の認定を行う。
さとうきび増産プロジェクト計画の推進	・県及び島別のさとうきび増産プロジェクト計画を推進する。
さとうきび生産振興計画の策定	・さとうきび増産プロジェクト計画を踏まえて、県生産振興計画の策定及び県下全市町村の見込み及び実績を調査する。

イ パインアップルの生産供給体制強化

生食用果実と加工原料用果実生産のバランスのとれた生産体制の確立を図るため、品種の組合せ及びハウス等施設導入による出荷期間の拡大、機械化・省力化による生産コストの削減、農作業受委託等による高齢化対策等を推進し、地域の実情に応じた生産性の高いパインアップル生産体制を確立する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
パインアップル産地の生産施設の整備	・パインアップルの品質向上のための生産施設、省力化機械等の整備を行う。
果実等生産出荷安定対策	・パインアップルの生産振興を図るため、生産から販売までの一貫した産地システムを確立するため、加工、消費拡大対策を行う。
新技術・新品種の実証・普及	・実証展示圃を設置し、新技術及び新品種の普及を推進する。 ・研究センターで育成選抜された優良品種の増殖、普及を図る。
パインアップル産地育成指導	・技術の平準化対策を図る。 ・品質向上対策を図る。 ・生果用品種の組み合わせによる収穫期の拡大を図る。 ・産地における経営類型の作成・指導を図る。

ウ 水稻、葉たばこ等の生産供給体制強化

水稻については「おいしい米、特色ある米」の安定生産と品質向上に向け、優良品種の導入及び栽培管理を適切に実施するとともに、水田・畑作経営安定対策及び新たな産地づくり対策等を推進して、水田農業経営の安定化を図る。

葉たばこについては、さとうきび等との輪作体系を確立するとともに、乾燥施設等の整備を推進し、生産性及び品質の向上を図る。

茶については、全国一早い収穫が可能という優位性を持つことから、加工施設等の整備を推進し、多様なニーズに応えうる特色ある産地を形成するとともに、生産技術の向上により経営の安定を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
産地協議会等の開催	・水稻、葉たばこ、茶、いぐさ等について、産地協議会等を開催し、生産供給体制の強化を図る。
水稻生産供給体制の強化	・収益性の高い水田農業経営の確立を図るため、水田農業推進協議会による産地づくり対策等、各種施策を実施する。
水稻、葉たばこ、茶等共同利用施設等の整備	・安定生産や品質向上を図るため、共同利用機械施設を整備する。
水稻優良品種の増殖・普及及び茶優良品種の育成・普及	・本県に適した水稻の優良品種を増殖・普及する。 ・本県に適した茶の優良品種を育成・普及する。
水稻、茶栽培技術指導	・水稻の生産体制を強化するため、高品質安定生産技術指導を行う。 ・茶の生産体制を強化するため、栽培技術指導を行う。

工 養豚の生産供給体制強化

養豚経営の安定と体質強化を図るため、飼養管理技術の向上や優良種豚の検定、導入、貸付等を行い、高品質で斉一性のあるおきなわブランド豚の確立を推進する。特に、種豚改良の中枢機関となる沖縄県家畜改良センターを活用し、系統造成による産肉性等に優れた本県独自の銘柄豚の作出を推進する。

また、安全な畜産物の生産を推進するため、H A C C P方式を取り入れた管理体制の整備等家畜防疫衛生対策や環境対策を推進する。特に、豚慢性疾病対策については衛生管理の改善による事故率の低減等を図る。

さらに、エコフィードの利用に努め、飼料自給率の向上を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
優良種豚の供給	・優良種豚の増殖・普及を行う。
家畜衛生対策	・家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策を実施する。
ブランド豚の作出	・アグー等おきなわブランド豚の作出を図る。
エコフィードの利用	・エコフィードの利用拡大を促進する。
家畜衛生技術指導	・家畜衛生技術の普及指導を行う。 ・家畜の損耗防止対策を実施する。
養豚振興対策	・肉豚の生産振興、生産効率の改善に資する器材等の整備を図る。
肉豚価格安定対策	・肉豚価格が基準価格を下回った場合、補てん金を交付する。 ・余剰部位の県外移出を推進し、県内豚価の安定を図る。

才 酪農の生産供給体制強化

酪農経営の安定を図るため、乳用牛群の組織的検定、遺伝能力の高い種畜の導入等を図るとともに、家畜改良センターを活用し、本県の環境に適した能力の高い乳用牛の改

良を推進する。

また、生乳の安定供給を図るため、学校給食用牛乳への供給の維持を図るとともに、一般消費者への消費拡大を推進する。さらに、安全で高品質な生乳の生産供給を図るために、H A C C P 方式を取り入れた管理体制の整備や家畜防疫衛生対策、環境対策を推進する。

実施事業の内容

事 業 項 目	事 業 内 容
家畜導入事業資金供給	・基金造成、乳用牛の導入を行い、牛群の整備・増殖を図る。
優良乳用牛育成供給	・県内産優良乳用雌子牛の受託及び買い上げによる育成を行い、初妊牛として農家に払い下げし、酪農経営の安定を図る。 ・乳用牛群検定の普及拡大及び後代検定の推進を図り、優良乳用雌牛の確保と酪農経営の安定を図る。
学校給食用牛乳供給対策	・学校給食用牛乳の供給合理化、消費拡大等について助成を行う。
家畜衛生対策	・家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策を実施する。

力 養鶏の生産供給体制強化

養鶏経営の安定を図るため、需要に即した計画生産とともに安全な鶏卵・鶏肉の供給に対応したH A C C P 方式を取り入れた管理体制の整備を推進する。

また、大規模経営を主体に環境対策や家畜防疫衛生対策を推進する。

特に、高病原性鳥インフルエンザ対策については、監視体制を強化するとともに早期発見・早期通報体制を徹底し、速やかな防疫措置を講じる。

実施事業の内容

事 業 項 目	事 業 内 容
家畜衛生対策	・家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策を実施する。

キ 特用林産物の生産供給体制強化

きのこ類、木炭等の特用林産物の安定的な供給体制を強化するため、生産・加工・流通施設等の整備、経営の集約化、担い手の育成及び生産技術の開発等を推進する。

実施事業の内容

事 業 項 目	事 業 内 容
生産・加工施設等の整備	・きのこ等生産施設及び加工・流通施設等の整備を行う。 ・きのこ等栽培技術・生産体制を強化するため、栽培技術指導を実施する。

ク 近海魚介類の生産供給体制強化

本県の近海魚介類資源を適正に管理し、持続的利用を図ることにより安定供給の確保と漁業秩序の維持に努め、資源管理型漁業の推進、近海魚介類の資源の調査研究による資源管理手法の開発、漁場環境の保全、操業の安全性の確保、漁港・漁場の整備及び関連機能施設の整備を推進し、近海魚介類の生産供給体制の強化を図る。

実施事業の内容

事 業 項 目	事 業 内 容
漁業秩序の維持	・漁業調整等による海面利用の適正化及び漁業取締りを実施する。
つくり育てる漁業の推進	・ハマフエフキ、シラヒゲウニ等の放流を実施する。
資源管理型漁業の推進	・八重山海域沿岸性魚類管理計画の進捗管理を行う。 ・マチ類資源回復計画の進捗管理を行う。
資源管理手法の開発	・資源管理型漁業対象種の生態、資源動向調査を行う。
漁場環境の保全	・オニヒトデ等有害動物を駆除する。
安全操業の確保	・漁船保全修理施設の整備や漁業用指導無線の運用を推進し安全操業の確保を図る。
漁港・漁場の整備等	・漁船の安全確保や中層浮魚礁等の設置及び給油、給氷、漁具保管施設等の整備を推進する。

2 流通・販売・加工対策の強化

成 果 指 標	単位	平成12年度 (基準年)	平成18年度 (実績)	平成23年度 (目標)
農 業 産 出 額	億円	902	906	1,300
林 業 粗 生 産 額	億円	9	7	12
漁 業 生 産 額	億円	201	211	290

(1) 流通・販売・加工対策の強化と観光産業との連携強化

ア 流通対策の強化

本県農産物流通の効率化を図るため、生産、集荷、分荷、輸送等の情報を収集管理し、需要に対応できる取引システムを活用するとともに、卸売市場機能の強化、鮮度保持のための輸送技術の向上を図る。

さらに、流通コスト低減のため、共同集荷、共同配送などを促進するとともに、流通過程での農産物の鮮度保持に係る調査・研究等により鮮度保持輸送技術の向上を図る。

また、農産物直売所及びインターネット等を活用した多様な流通チャネルによる需要の開拓を行う。

畜産物については、食の安全を確保するために食肉処理施設の整備を進め、また、家畜市場の機能強化に向けた整備を進めること等により、適正な価格形成を推進する。

林産物については、沖縄流域森林・林業・木材活性化センター等を活用し、川上・川下の情報のネットワーク化を図り、流通システムを構築するとともに、流通関連施設等の整備を推進する。

水産物においては、流通の効率化、コストの低減及び鮮度の保持を図るため、産地市場の統合、集出荷体制の合理化を図るとともに、各漁港における流通関係施設の整備等を推進する。

実施事業の内容

事 業 項 目	事 業 内 容
(農業・共通)	
流通効率化及び輸送コスト低減対策	・地域農産物流通効率化対策、保鲜流通システムの整備を図り、多様な流通チャネルの開拓を推進する。
(農業)	
農産物物流効率化対策	・中央卸売市場内の荷捌き施設の整備により、市場流通の効率化を図るとともに、農産物の鮮度保持に係る調査・研究等により農産物流通における鮮度保持技術の向上を図る。
(畜産業)	
流通関連施設の整備	・集出荷の合理化や機能強化のための家畜市場の整備を図る。 ・高品質な食肉を安定供給するための近代的な食肉センターの整備を図る。

実施事業の内容（続き）

事業項目	事業内容
(林業)	
木材流通システムの推進	・川上（生産者）・川下（加工者等）の相互情報提供の促進を図り、情報のネットワーク化を推進する。
流通関連施設の整備	・流通・販売施設等の整備を行う。
(水産業)	
流通関連施設の整備	・各漁港における流通関係施設の整備を行う。
流通の効率化	・水産物の特性に合った効率的な輸送方法等の調査試験を実施する。

イ 販売対策の強化

本県農産物の生産振興を図るため、マーケティング力の強化等により消費拡大を推進する。このため、本県農産物のマーケティング戦略構想に沿って、おきなわブランドの確立や積極的な販売体制づくりを行う。

また、卸売市場や量販店等と連携した多様な流通チャネルによる需要の開拓や、本県農産物の機能性成分を活用した販売展開や製品開発により、販売促進を強化する。

また、クレーム処理体制の向上を図り、主要消費地からのクレームへの対応を迅速に行う。

畜産物においては、観光産業との連携や県産品表示の推進を図るとともに、消費動向調査、パンフレット等の作成及び県内外における各種イベントの実施により、県産食肉・牛乳等の消費拡大を促進する。

林産物においては、需要拡大を図るための積極的な消費宣伝活動を行うとともに、流通・販売の拠点となる展示販売施設等の整備を図る。

水産物においては、観光需要への対応、県外への販路拡大及びモズクを主体とした国外への販路開拓を図るため、食品・観光産業と連携し、県内外への供給体制の構築、各種イベント等による販促活動の推進を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業・共通)	
販売対策	・多様な流通チャネルの開拓を図り、本県農林水産物の効果的な販売戦略の促進、販売促進対策及び市場・産地間の情報受発信機能の強化を推進し、おきなわブランドの確立を図る。具体的には、インナーショップ事業の継続、県内外への各種販売促進キャンペーンの実施、産地情報発信収集業務の委託等を行う。
(林業)	
消費・流通等の支援	・沖縄ウッディフェア等を実施する。 ・マスメディアを通じたPR活動の実施を推進する。

実施事業の内容（続き）

事業項目	事業内容
(水産業)	
県外への販売促進	<ul style="list-style-type: none"> ・県外量販店との連携による販売促進を強化する。 ・モズク等おきなわブランドのPR活動を支援し、レシピの普及による消費の拡大を図る。
国外への販売促進	<ul style="list-style-type: none"> ・モズク等の中国、香港における販売を促進する。

ウ 地産地消・食育の推進

県産農林水産物の県内消費の拡大を図るため、「沖縄100の健康料理」等を用いた料理のレシピの普及啓発を図るとともに、ホテル等における県産食材フェア及び「花と食のフェスティバル」等のイベントを開催し、県産食材の宣伝活動を通じて消費拡大を推進する。

また、島ニンジン等伝統的農産物を含む地域農林水産物の利用拡大を図るため、機能性や産地、調理方法等各種情報を「沖縄伝統的農産物データベース」としてインターネットから発信することにより、観光産業等への利用促進及び健康食品産業との連携による機能性に着目した付加価値の高い加工品等を開発するなど、需要の拡大を図る。

山羊肉等の伝統的地域食材の利用促進を図るため、機能性や調理レシピ等の情報を発信し、消費の拡大を図る。

一方、地域においては、農林水産物直売所等の整備や当該施設を中心としたネットワーク化を推進し、新鮮な地域農林水産物の販売や学校給食への利用促進等を図ることにより、農山漁村の活性化及び農林水産物供給体制の確立に努めるとともに、農林水産業への就業機会の創出を図る。

沖縄県地産地消推進県民会議のもとに「食育推進ボランティア」の登録・支援を行い、収穫体験などの食育を推進するほか、「沖縄食材の店（仮称）」の登録制度の整備、地産地消シンポジウムの開催等により、県産農林水産物の消費拡大・普及啓発を行い、総合的に「地産地消」運動を展開する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業)	
地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・観光や学校給食等との連携を強化し、地域食材を活用した特産品や料理メニューの開発を行う。 ・島野菜等少量多品目への対応等地産地消推進体制の整備を推進する。 ・農産物直売所の整備を推進する。
食育の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・食育推進ボランティアによる学校現場や地域における食育活動及び児童生徒を対象とした農業体験等による食育等を推進する。

実施事業の内容（続き）

事業項目	事業内容
(林業)	
消費・流通等の支援	<ul style="list-style-type: none"> 沖縄ウッディフェア等を実施する。 マスメディアを通じたPR活動の実施を推進する。
(水産業)	
地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> 観光需要を含めた県内消費動向の把握を行う。 食品・観光産業と連携した地産地消を推進する。 花と食のフェスティバル、モズクの日等のイベントを開催する。

工 加工対策と食品・観光産業との連携強化

本県農産物の付加価値を高める特産品や機能性食品の開発を促進し、消費者ニーズに即した加工品の開発、製品の改良、販路開拓等の取組を支援するとともに、島野菜などの伝統的農産物については、生産・流通体制の構築に努める。

また、付加価値の高い加工品及び料理メニューの開発を促進するとともに、観光産業や加工産業と連携し、安定的な需給体制の確立を推進するなど県産農産物の消費拡大を推進する。

水産業においては、付加価値向上、流通の効率化、観光需要への対応を図るため、モズク、ソディカ他各地域の地先水産物などの加工品開発を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業)	
農産加工の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域農産物を活用した加工食品開発及び施設整備対策を行う。 島野菜など機能性成分を活用した加工食品開発対策を行う。
地域食材の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> 観光等と連携した地域食材を活用した新メニューの開発や伝統料理メニューの活用を促進する。
(水産業)	
水産加工の推進	<ul style="list-style-type: none"> モズク、ソディカ等の加工品開発を推進する。 各地域水産物利用による地域特産品の開発を促進する。

(2) 食品の安全及び消費者の信頼の確保

本県農林水産物の安全に係る信頼性を高めるために、消費と生産サイドとの連携を強化し、農薬等の農業生産資材及び飼料等の適正な使用の徹底を図り、農業生産工程管理（GAP）手法の導入を促進し、生産段階での衛生・品質管理を徹底して、消費者へ安全な農林水産物が供給されるように努める。また、JAS法に基づく食品表示の適正化を図るため、食品表示110番の迅速な対応や品質表示に係る検査体制の整備等を推進するとともに、消費・生活、保健、観光・商工等の各分野における関係機関との連携を

強化する。

さらに、食品加工施設における衛生管理体制の強化を図るとともに、と畜場におけるBSE全頭検査の継続実施などを行う。

特に、牛肉については、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(牛のトレーサビリティ制度)の確実な実施を推進し、BSE対策の基礎とともに、消費者の信頼の確保を図る。

また、生鮮食品のトレーサビリティの導入を促進するとともに、特別栽培農産物の普及・啓発を図る。

水産業においても、生産から販売までの衛生管理体制の強化を図るため、水揚げ施設、加工施設、販売施設等における衛生管理体制の強化を図るとともに、これに対応できる施設の整備を推進する。

実施事業の内容

事 業 項 目	事 業 内 容
(共通)	
品質表示適正化の推進	・JAS法に基づく品質表示適正化の推進体制の整備を行う。
トレーサビリティの推進	・生産者、流通・加工業者、販売業者等に対する普及啓発及び効率的かつ円滑なトレーサビリティシステムの導入を促進する。
(農業)	
特別栽培農産物の促進	・特別栽培農産物の普及・啓発を行い、認証制度の整備を推進する。
農薬の適正な取り扱いの推進	・農薬の適正使用・啓発と農薬の飛散防止対策を推進する。 ・出荷前農産物の検査体制の構築を図る。
農業生産工程管理(GAP)の促進	・農業生産工程管理(GAP)手法の導入を促進する。
(畜産業)	
飼料の適正使用の推進	・「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」の遵守を推進する。
(水産業)	
衛生管理の強化	・市場等の衛生管理体制の強化を図り、衛生管理に対応した流通加工施設の整備を推進する。 ・衛生管理マニュアルを策定する。

(3) 製糖企業の経営体質強化

分みつ糖企業については、経営体質の強化を図るため、一層の集荷製造経費の低減及び合理化を推進するとともに、経営安定対策を実施する。

含みつ糖企業については、沖縄黒糖の地域ブランドの確立、安定供給に向けた取組等、事業者の共同した取組を促進するとともに、経営安定対策を実施する。

また、さとうきびの総合利用を推進する観点から、ケーンセパレーションシステムを活用し、新含みつ糖の製造、有用物質を利用した新製品の開発・実用化、製糖副産物の高付加価値化を図る。

実施事業の内容

事 業 項 目	事 業 内 容
分みつ糖企業対策	<ul style="list-style-type: none">分みつ糖製造事業者の経営安定を図るため、気象災害に対する影響を緩和するための基金造成を支援する。省エネ・環境対策に資する製糖設備の整備に対する支援を行う。一部離島地域の置かれた厳しい条件から急激なコスト低減が困難な場合、激変緩和するためのコスト格差助成を支援する。
含みつ糖企業対策	<ul style="list-style-type: none">含みつ糖の生産条件の格差から生ずる不利を補正するための助成を行う。含みつ糖製造事業者の経営安定を図るため、気象災害に対する影響を緩和するための基金造成を支援する。省エネ・環境対策に資する製糖設備の整備に対する助成を行う。沖縄黒糖の地域ブランド確立・安定供給、経営体質強化に向けた取組について助成を行う。
さとうきびの総合利用	<ul style="list-style-type: none">ケーンセパレーションシステムを活用した、新製品の開発・実用化に向けた取組に対し支援を行う。

3 農林水産業・農山漁村を支える担い手の育成・確保

成 果 指 標	単位	平成12年度 (基準年)	平成18年度 (実績)	平成23年度 (目標)
青年農業・漁業者	人	4,433	2,669 (平成17年)	3,000
認定農業者	経営体	1,242	2,197	3,000
家族経営協定締結数	戸	96	329	500

(1) 担い手の育成・確保

ア 経営感覚に優れた担い手の育成

望ましい農業構造を実現するため、農協など関係機関と連携した沖縄県担い手育成総合支援協議会、市町村担い手育成総合支援協議会による認定農業者、農業法人等の育成・確保や新規就農者等の多様な人材の農業参入・定着等の施策を推進する。特に「効率的かつ安定的な農業経営」を目指す認定農業者等を育成することとし、農業経営基盤強化資金の融資、各種補助事業の導入等を図るとともに、農業経営基盤強化促進基本方針等に沿って、経営改善などフォローアップの推進や農地集積等の支援を行う。

林業においては「林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想」等に基づき、林家等の林業経営体及び森林組合等の林業事業体の育成を図る。一方、「林業労働力の確保の促進に関する基本計画」に基づき、林業労働力確保支援センターを中心として林業就業者を支援するほか、林業退職金共済制度への加入の促進を図る。

水産業においては、地域の中核となる漁業者への指導を通して、人材の育成を図る。また、水産業改良普及センターにおいて漁業士の養成を進めるとともに、交流学習会等を開催し、担い手となる漁業者の確保や漁業士の各種活動への支援を行う。

実施事業の内容

事 業 項 目	事 業 内 容
(農業)	
認定農業者の育成	・認定農業者の育成及び支援を実施する。
担い手育成のための施設整備等	・認定農業者の育成等を通じて効率的・安定的な経営体を育成するため、総合的な条件整備を推進する。
カウンセリング活動の実施	・日頃の巡回指導を通して農業技術、経営の改善に向けた支援を実施する。
コンサルテーション活動の戸別実施	・経営状況調査、経営改善計画作成、経営改善に向けた支援を実施する。
ステップアップ講習会の開催	・単式簿記、複式簿記、経営診断、作業体系検討などを農業者の習得段階に応じて実施する。

実施事業の内容（続き）

事 業 項 目	事 業 内 容
（畜産業）	
畜産経営体支援指導推進協議会	・畜産経営支援指導に係る基本方針の策定等を行う。
個別支援指導（経営診断等）	・経営診断に基づく経営体改善指導を行う。
畜産関係情報の提供	・畜産経営に関する情報のデータベース化を図る。
畜産研究センターを利用した実技研修	・畜産に関する新技術の導入定着を図るための検討等を行う。
（林業）	
林業担い手の育成	・経営診断等に基づく経営改善指導を行い、林業事業体を育成・支援する。また、リーダー養成研修の実施や林業従事者の福利厚生対策を通じて、林業就業者の育成・確保を図る。
（水産業）	
中核となる担い手の確保	・水産業改良普及センターにおいて漁業士の養成を進め、経営指導等交流学習会等を実施し、担い手となる漁業者の確保や漁業士の各種活動への支援を行う。

イ 多様な担い手の育成・確保

本県の農林水産業を担う後継者の育成・確保を図るために、新規就業者や他産業からの離職就業者への就農相談・支援活動等を強化するとともに、農業後継者育成基金等の活用や農業技術習得のための研修教育施設等の整備及び農林漁業技術、知識の習得のための推進体制の強化、農業青年に対する研修や青年農業土の活動を助長する。

また、国民の農林水産業に対する理解を促進し将来の担い手を確保する観点から、農林水産業関係機関と教育関係機関の連携の下、小中学生等の農林水産業体験学習の場の設定などの取組を支援する。

さらに、新規就農から認定農業者、農業生産法人等への誘導については、県及び市町村担い手育成総合支援協議会と連携して支援する。

また、観光業・食品加工業等異業種との連携を推進するなど、生産から販売までを視野に入れた経営を展開する担い手の育成・確保に努める。

林業においては、林業後継者等に対して森林・林業全般にわたる基礎的な技術、知識を吸収させるため林業教室を開催する。また、林業技術・知識の向上及び地域の自主的な実践活動を促進するため、林業後継者等による林業研究グループの結成を促進する。

水産業においては、漁業就業者確保育成センター事業等を通じて求人・求職情報の把握、情報提供に努めるとともに、青年漁業士養成講座や地域巡回指導により、若年漁業者の技術経営力向上を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
(農業)	
農業研修教育施設の整備等	・農業後継者の育成・確保のため、農業大学校等施設整備を行う。
新規就農総合対策	・新規就農者や他産業からの離職就業者への就農相談を実施する。 ・支援活動等及び青年農業者の組織活動や研修会等を支援する。
就農支援資金	・新規就農者や青年農業者に対し、研修資金や施設等整備資金を無利子で貸付する。
(林業)	
新規就業者の育成・確保	・林業教室の開催を行う。 ・林業研究グループの結成及び活動支援を行う。
(水産業)	
新規就業者の確保	・漁業就業者確保育成センター事業等を通じた求人・求職情報の提供を行う。 ・少年水産教室による漁業体験学習会等を実施する。 ・新規就業者、中途参入者への指導を行う。

ウ 担い手の法人化の促進による生産組織等の強化

農業経営は経済社会の変革に的確に対応し、経営体質の強化が求められており、認定農業者など経営の法人化を志向している者や経営の熟度が深まっている担い手等については、積極的に法人化を推進する。

そのため、県、市町村担い手育成総合支援協議会や市町村等産地協議会、生産部会等の生産組織との連携による支援体制の構築とフォローアップを推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
担い手育成のための整備等	・認定農業者の育成等を通じて効率的・安定的な経営体を育成するため、総合的な条件整備を推進する。

エ 女性・高齢者の活動支援及び地域リーダーの育成・確保

農林漁業労働改善のための環境条件整備や、パートナーシップ経営推進のため家族経営協定締結の普及促進を図る。

また、農林漁業従事高齢者が有する農林漁業生産や地域の文化、伝統行事活動等の知恵・技術等を担い手へ伝承する活動支援により、農山漁村の活性化を図る。

さらに、生産技術や経営管理能力を高め、農林漁業経営に積極的に参画する女性農林漁業者及び起業者を育成し、経営の安定を図るとともに、農漁村の男女共同参画社会づくりを促進する。

そのほか、農林漁業者が主体的に取り組む多様な地域活性化の活動と、これを通じた

地域リーダーの育成を支援するとともに、地域資源を活用した多様な女性起業活動を支援する。

実施事業の内容

事 業 項 目	事 業 内 容
パートナーシップ農業経営の確立	・パートナーシップ農業経営推進のため家族経営協定締結を推進する。
農業労働環境の改善整備	・農業労働環境の点検及び改善を促進する。
女性農業経営者の職業能力向上対策	・女性農業者等学習集団を育成し、生産技術や経営管理能力を高める。 ・農漁業関連女性起業者の育成を推進する。
高齢農業者・農村活性活動組織の育成と支援	・高齢農業者集団の育成を推進し、高齢農業者活用による地域の活性化を図る。
農業・農村男女共同参画推進ビジョンの推進	・女性農林漁業士の認定等女性委員の登用を促進し、農村女性組織等ネットワークの強化を図る。
女性・高齢者の活動促進	・女性・高齢者の特産品開発を支援し、青壯年・女性漁業者交流大会の開催や省力化漁業技術の開発・普及を推進する。

(2) 農地の有効利用と優良農地の確保

ア 農地の有効利用

認定農業者等担い手に対する農用地の利用集積に向けた取組を強化するため、農地保有合理化事業等を活用した施策を推進するとともに、農地等の効率的な利用、遊休農地の解消及び有効利用を図るため、関係機関等との連携を密にし、農地情報の共有及び提供、集積斡旋等を行いつつ、規模縮小農家や離農者等の農地や遊休農地等を認定農業者等担い手へ加速的に集積していく。

また、農業の担い手が不足している地域においては、市町村が農業経営基盤強化促進基本構想に設定している特定法人貸付事業において、企業等の農業参入の支援を図る。

実施事業の内容

事 業 項 目	事 業 内 容
農地の有効利用	・認定農業者を中心とした、担い手への農地の流動化を促進する。
遊休農地の解消	・遊休農地の解消に向けた対策を促進する。

イ 優良農地の確保

農地は農業生産・経営にとって不可欠な資源であり、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、良好な状態で維持・保全し、その有効利用を図ることが重要である。

そのため、農業振興地域制度、農地制度等の適切な運用により、優良農地の保全・確

保を図り、担い手への集積、遊休農地の発生防止も含め、総合的な支援を行う。

実施事業の内容

事 業 項 目	事 業 内 容
優良農地の確保	・農業振興地域制度及び農地制度等の適切な運用により、優良農地を確保する。

(3) 農協、森林組合、漁協の経営基盤の強化

地域農業の振興と活性化を担う中核組織として再編・整備された沖縄県農業協同組合は、事業改革等を通して経営基盤の強化に取り組んでおり、関係機関との連携による支援指導を行い、経営基盤の強化を促進し、経営の健全化、営農指導体制の充実・強化を図る。

経営の脆弱な森林組合については、組合の経営基盤の充実・強化を図るため、森林組合連合会を通した系統組織の強化や合理化に関する各種事業を推進していく。

漁協については、漁協及び系統団体が実施する合併及び事業統合等の活動を支援し、漁協の経営基盤及び組織体制の強化を図る。

実施事業の内容

事 業 項 目	事 業 内 容
(農業)	
沖縄県農業協同組合の経営健全化支援	・沖縄県農業協同組合の経営基盤強化に向けた支援指導等を行い、経営健全化を促進する。
(林業)	
森林組合の育成・強化	・森林組合の経営体制の改善指導を行い、経営基盤の健全化を図る。
(水産業)	
漁業協同組合の育成・強化	・漁協の経営基盤及び組織体制の強化を図り、経営不振漁協への支援、指導を推進する。また、漁協合併や事業統合へ向けた組織強化推進協議会への支援を行う。

(4) 金融制度と共済制度の充実

ア 金融制度の充実

農業については、経営意欲と能力のある担い手の円滑な資金調達を支援するため、農業改良資金の貸し付け、農業経営改善関係資金及び農業負債整理関係資金等に対する利子補給及び利子助成、債務保証を行う農業信用基金協会に対する支援等を総合的に実施する。

また、農業者の借入申込等の円滑化を図るとともに、融資後の経営改善が確実に達成されるよう、関係機関との連携により、特別融資制度推進会議等の円滑かつ適切な運営

を図る。

林業については、林業者・木材産業事業者等の経営の改善、林業に係る労働災害の防止及び林業後継者の養成確保等に対して、中・短期の資金を融資する他、債務保証制度を活用し、安定的な林業経営や環境整備の充実を図る。

水産業については、漁業者等の資本装備の高度化と漁業経営の近代化を図るため、漁協系統機関が行う長期、低利の施設資金等の貸付に対し県が利子補給をするとともに、沿岸漁業改善資金による融資を行う。

また、台風や干ばつ等の自然災害による農林漁業経営への影響を緩和するため、農業災害資金及び農漁業負債整理関係資金の融通、経営管理指導の徹底を図るとともに、農業者が農業災害資金を借り入れる場合に利子助成を行う。

実施事業の内容

事 業 項 目	事 業 内 容
(農業)	
農業経営改善関係資金	・担い手の農業経営の改善に必要な長期資金が的確に供給されるよう、農業近代化資金に対する利子補給、農業経営基盤強化資金に対する利子助成、農業改良資金の貸し付け等を行う。また、沖縄振興開発金融公庫、農業協同組合等が融資する農業経営改善関係資金の貸付が円滑に行われるよう、特別融資制度推進会議等の適切な運営を図る。
農業負債整理関係資金	・負債の償還が困難となっている農業者の償還負担の軽減が図られるよう、農業経営負担軽減支援資金に対する利子補給等を行う。また、沖縄振興開発金融公庫、農業協同組合等が融資する農業負債整理関係資金の貸付が円滑に行われるよう、沖縄県農家負債対策協議会等の適切な運営を図る。
農業信用基金協会債務保証	・農業者が農業関係資金を借り入れる場合の機関保証が円滑に行われるよう、農業信用基金協会が積み立てる特別準備金に対する助成等を行う。
(林業)	
林業・木材産業改善資金	・林業・木材産業の経営改善、労働福祉施設、林業者養成確保を図る。
造林資金	・市町村の造林事業の円滑化を図る(沖縄振興開発金融公庫)。
農林漁業信用基金債務保証	・林業者等の経営改善に必要な資金の融資機関からの借り入れに係る債務の保証を図る。
(水産業)	
漁業近代化資金	・漁業関係機器施設資金への利子補給を行う。
沿岸漁業改善資金	・経営改善資金等の無利子融資を行う。

イ 共済制度の充実

農業共済については、農業振興策との連携による加入率向上、農家の被害実態に応じた共済掛金率を適用するため、組合員等別危険段階別掛金率の導入・拡大及び農家の共済掛金負担能力に応じた単位当たり共済金額の選択制の普及定着を促して、加入を促進する。

多発する自然災害による農家の損失を補てんする制度であることの普及・啓発を図る。

漁業共済については、制度の周知を図るとともに、共済掛金の一部を県が助成することにより、加入率の増加に努める。

実施事業の内容

事 業 項 目	事 業 内 容
(農業)	
園芸施設共済強化対策	・園芸施設共済事業における加入促進（農家掛金助成）を図る。
農業共済加入促進	・農業共済の加入促進を図るため、農業共済組合等に必要な支援を行う。
(水産業)	
共済制度の強化	・漁獲共済、養殖共済の加入促進を図る。

（5）価格制度の充実

野菜については、計画的・安定的な生産出荷を推進し、消費者への安定的な野菜の供給と価格制度の的確な運用を推進する。

パインアップルについては、加工原料用パインアップルを計画的・安定的に供給するとともに、生産振興と農家経営の安定に資するため、価格制度の効果的な運用を推進する。

畜産については、牛、豚、鶏の安定生産に努めるとともに、価格制度の効率的な運用を推進する。

水産業については、モズクの計画生産体制の確立を推進するとともに、豊漁時における価格安定対策として、生産量の一部を調整保管することにより価格の維持安定に努める。

実施事業の内容

事 業 項 目	事 業 内 容
(農業)	
野菜価格安定制度	・野菜価格の著しい低落により野菜の再生産が阻害されることがないよう、一定の水準以下に価格低落があった場合に補給金を交付する。
加工原料用パインアップルの価格安定制度	・加工原料用パインアップルの価格が著しく低落した場合に生産者補給金を交付する。

実施事業の内容（続き）

事業項目	事業内容
(畜産業)	
肉用子牛生産者補給金交付制度、沖縄県和牛子牛価格特別対策	<ul style="list-style-type: none"> 全国平均販売価格が基準価格を下回った場合、補給金を交付する。 県内平均販売価格が基準価格を下回った場合、価格特別対策補給金を交付する。
肉豚価格安定対策	<ul style="list-style-type: none"> 肉豚価格が基準価格を下回った場合、補てん金を交付する。 余剰部位の県外移出を推進し、県内豚価の安定を図る。
加工原料乳生産者補給交付金	<ul style="list-style-type: none"> 需要動向に応じた加工原料乳の生産確保と併せて経営の安定を図るため、加工原料乳生産者に補給金を交付する。
鶏卵価格対策	<ul style="list-style-type: none"> 卵価格が基準価格を下回った場合、補てん金を交付する。
(水産業)	
モズク価格の安定	<ul style="list-style-type: none"> 計画生産体制の確立を図る。 豊漁時等、価格低迷時に生産量の一部を保管することにより価格安定を図る。

4 農林水産技術の開発・普及

成 果 指 標	単位	平成12年度 (基準年)	平成18年度 (実績)	平成23年度 (目標)
普 及 に 移 す 技 術	件	53	309	581

(1) 新技術の開発と試験研究機関の整備

ア 農業の試験研究

農業については、さとうきび、パインアップル、水稻等の新品種の育成及び栽培技術の確立をはじめ、野菜、花き、果樹等の重点品目の品種育成、栽培技術の開発を推進する。また、農産物の利用加工、流通システムの開発を行う。

さらに、天敵、不妊虫放飼等を利用した病害虫防除や環境に配慮した土壤生産力の増強等、環境保全型農業技術の開発をはじめ、低コスト沖縄型施設の開発及び省力機械化農業の確立及びバイオマス利活用等、地域のニーズに応える研究開発を行う。

実施事業の内容

事 業 項 目	事 業 内 容
農業関係試験研究	<ul style="list-style-type: none">・さとうきび・パインアップル等の新品種の育成等を行う。・天敵等病害虫防除技術の開発を行う。・農産物利用加工・流通システムの開発を行う。・園芸作物等新品種育成、栽培技術、栄養診断技術、評価法等の開発を行う。・経営体の育成方針、園芸品目の高収益経営手法の研究を行う。
農業関係試験研究に係る施設設備品整備	<ul style="list-style-type: none">・的確な調査、分析を行うために必要な研究施設の整備及び備品の導入を行う。

イ 倉庫の試験研究

畜産については、クローン技術等を活用した肉用牛の改良手法の開発や在来豚（アゲー）を利用した市場性の高い銘柄豚の作出に向けて研究開発を行う。生乳の生産体制を強化するため本県に適した乳用牛の飼養管理技術の開発を行う。暖地型牧草種の導入、新品種の育成、栽培技術の確立を推進する。

家畜排せつ物の低コスト処理技術等を開発普及し、環境と調和した環境保全型畜産経営を推進する。

また、飼料自給率の向上を図るために、エコフィードの利用に係る技術の確立を図る。

本県の独自性の高い山羊を活用した産業創出に向けての取組を支援するため、山羊に関する調査研究を行う。

家畜衛生については、亞熱帯地域特有の疾病、人獣共通感染症や生産病等についての疾病防除技術の開発や発生予察するとともに、BSE（牛海綿状脳症）や海外悪性伝染病等に対する高度な検査体制の確立を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
畜産関係試験研究	<ul style="list-style-type: none"> ・高品質牛肉生産技術の開発を行う。 ・肉用牛改良増殖研究を行う。 ・高品質豚肉の生産技術の開発を行う。 ・在来豚の特性解明と活用技術の開発を行う。 ・暖地型牧草の導入・新品種の育成を行う。 ・飼料作物等の栽培・利用技術の開発を行う。 ・家畜排せつ物低コスト処理技術の確立を図る。 ・牛乳の高品位安定生産技術の開発を行う。 ・山羊の肉質等の調査研究を行う。
畜産試験研究に係る施設設備品整備	<ul style="list-style-type: none"> ・的確な調査、分析を行うために必要な研究施設の整備及び備品の導入を行う。
家畜衛生関係試験研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス・細菌性疾病的調査研究を行う。 ・寄生虫・原虫による家畜疾病的調査研究を行う。 ・人獣共通感染症の防除研究を行う。 ・家畜衛生検査事業を行う。 ・伝染病対策のため病性鑑定を行う。 ・原因究明のためのBSE検査を行う。
家畜衛生試験研究に係る施設設備品整備	<ul style="list-style-type: none"> ・的確な検査、診断を行うために必要な施設の整備及び備品の導入を行う。

ウ 森林・林業の試験研究

森林・林業については、森林の持つ多面的機能を高度に發揮することによる地球温暖化防止等の環境保全や災害に強い森林づくりの研究開発を行う。

また、県産木材の高付加価値化と利用促進のため、県産木材、早生樹種等の加工利用技術の研究開発や森林資源の新たな利用開発及び特用林産物の生産拡大に向けた研究開発を行う。

さらに、持続可能な森林経営のため、多様な森林整備及び資源管理の研究開発を行うとともに、松くい虫被害の軽減を図るため、天敵を用いた防除技術の確立、抵抗性マツの育種母樹の選抜及び森林病害虫被害から森林を保護する研究開発を行う。また、緑地景観の保全・形成のため、郷土樹種を主体とした緑化技術研究を推進する。

これらの高度な森林・林業技術開発を推進するため、大学・他研究機関との連携を強化するとともに、森林資源研究センターの移転整備を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
森林・林業関係試験研究	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い森林をつくる技術の開発を行う。 ・持続可能な森林経営技術の開発を行う。 ・森林を病害虫から保護する技術の開発を行う。 ・森林資源を活用する技術の開発を行う。 ・緑豊かな環境をつくる技術の開発を行う。
森林・林業試験研究に係る施設設備品整備	<ul style="list-style-type: none"> ・的確な調査、分析を行うために必要な研究施設の整備及び備品の導入を行う。

実施事業の内容（続き）

事業項目	事業内容
森林資源研究センターの移転整備	・移転整備に向けた構想及び基本設計を行う。

工 水産業の試験研究

水産業については、マグロ類やソディカなどの回遊性資源の効率的利用技術開発を行うとともに、減少傾向にある沿岸資源の管理技術と栽培漁業技術開発を行い、漁船漁業の振興を図る。

また、モズクなどの既存養殖対象種の生産安定化技術開発と新規養殖種の種苗生産・養殖技術開発を行うとともに、魚病対策試験研究と養殖漁場環境を保全するための調査研究を推進して、養殖業の振興を図る。

これらの本県のサンゴ礁海域特性を生かした水産技術開発を行うため、水産海洋研究センターの移転整備を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
水産業関係試験研究	・パヤオ、ソディカ等漁業調査を行う。 ・マチ類等資源管理手法の開発を行う。 ・放流技術の開発を行う。 ・魚介類種苗生産技術の開発を行う。 ・魚介藻類養殖技術の開発を行う。 ・魚病の防除技術の開発を行う。 ・養殖場の環境保全技術開発調査を行う。
水産業試験研究に係る施設設備品整備	・的確な調査、分析を行うために必要な研究施設の整備及び備品の導入を行う。
水産海洋研究センター本所の移転整備	・移転整備に向けた構想及び基本設計を行う。

才 热帯・亜熱帯農林水産技術の国際交流の促進

農業においては、ミバエ類やさとうきび、熱帯果樹等の病害虫防除法について、発生地域の研究機関との連携に努めるとともに、JICA（国際協力機構）等を通じて、東南アジア諸国や太平洋諸国を中心に、農業研究センター等において農業技術者の研修生の受け入れや研究者の派遣を行う。

林業においては、きのこ類、特用樹類等の生産技術及び早生樹種等の造成技術の向上を図るため、海外の研究機関との連携を強化するとともに台湾や東南アジア諸国等へ研究者の派遣を行う。

水産業においては、JICA（国際協力機構）やOFCF（海外漁業協力財團）などを通じて、東南アジア諸国や太平洋諸国からの研修生を水産海洋研究センター及び栽培

漁業センター等に受け入れるとともに、本県からの研究者等を派遣し、熱帯海域における双方の水産技術の向上を図る。

実施事業の内容

事 業 項 目	事 業 内 容
(農業)	
海外研修生の受け入れ	・ JICA (国際協力機構) 等海外研修生を受け入れる。
(林業)	
海外研修生の受け入れ	・ JICA 等海外研修生を受け入れる。
海外への技術者派遣による技術の向上	・ JICA 等の研修を活用した海外への技術者の派遣等を行う。
(水産業)	
海外研修生の受け入れ	・ JICA 及び O F C F (海外漁業協力財団) 等海外研修生を受け入れる。
海外への技術者派遣による技術の向上	・ JICA 等の研修を活用した海外への技術者の派遣等を行う。

(2) 農林水産業技術の普及と情報システムの整備・強化

ア 農業技術の普及と情報システムの整備・強化

農業については、普及指導員の農業技術指導力を強化し、高度かつ多様な農業者のニーズに応えるとともに、地域の特性に応じた課題の重点化と活動の効率化を促進する。新技術を普及するため、研究機関との連携を図りつつ、普及指導員による巡回指導を強化するとともに、おきなわブランドを確立するための生産組織を育成する。

また、栽培技術や病害虫防除技術、気象情報や市況などの農業情報のデータベースを一元化し、インターネットを活用した情報提供を迅速に行う農業技術情報センター機能を充実させる。

さらに、地域における農業技術の情報発信の基地として農業改良普及センターの活動体制を強化し、農業技術の普及と地域課題に迅速に対応できるように整備する。

実施事業の内容

事 業 項 目	事 業 内 容
農業技術の普及	・ 協同農業普及事業の推進を図る。
農業技術情報センター機能の充実	・ 農業情報データベースを一元化し、インターネットを活用した情報提供を行う。
農業改良普及センターの体制整備	・ 農業改良普及センターの活動体制の再編整備を行い農業の新技術の情報発信基地として機能強化する。

実施事業の内容（続き）

事業項目	事業内容
現場即応型技術の開発 ・普及	・生産現場の問題に対応する技術を開発するために実証ほを設置し、農家への普及・啓発活動を推進する。
指導機材の整備	・現場における指導体制を強化するために現地診断車や搭載機材を整備する。
農業技術情報の提供	・農業者に対して新技術や農政の課題等を迅速に提供するためにセンター便り等を発行する。
自給飼料増産推進	・飼料増産推進計画達成のための指導並びに優良品種等の実証展示ほを設置し、畜産農家への普及・啓発活動を推進する。

イ 林業技術の普及

林業については、林業者の活動を支援するため持続可能な林業技術や多様な森林活用による林業経営の先進的事例等の情報を幅広く収集・蓄積・分類し、データベースの整備充実を図り、林家等へのネットワークを促進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
林業技術の普及	・林業普及指導事業の推進を図る。
地域林研リーダーの育成	・リーダー等交流セミナー等の開催を行う。
林業者及び後継者の育成	・多様な林業技術指導、現地学習会を行う。
森林・林業教育の推進	・森林環境教育を推進し、林業関係高校生や緑の少年団、学校教育関係者及び森林ボランティア指導者の育成等を図る。
林業技術情報の提供	・先進事例情報の収集とネットワークの整備を図る。

ウ 水産業技術の普及と情報システムの整備・強化

水産技術の研究成果を浸透させるため普及職員と研究機関との連携強化を図りながら、水産業改良普及指導員による各地域への巡回指導を強化するとともに、生産者会議、各種交流学習会を通じて情報提供に努める。

また、漁船漁業や養殖業の効率化等を図るため、沖縄近海の海洋観測等を実施するとともに、衛星画像、その他の海況情報等を収集し、インターネット等を利用した情報提供の充実を図る。

さらに、付加価値の高い生産物の安定供給を図るため、現場実践型の技術開発を実施する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
水産技術の普及	・水産業改良普及事業の推進を図る。
海洋観測、漁況情報の収集及び情報提供	・海洋観測調査、市場における漁獲統計調査による漁海況情報発刊、ホームページによる情報提供を行う。

5 亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備

成 果 指 標	単位	平成12年度 (基準年)	平成18年度 (実績)	平成23年度 (目標)
農業用水源整備率	%	49	55	69
かんがい施設整備率	%	26	36	49
ほ 場 整 備 率	%	48	51	72
造 林 面 積	ha	1,384	1,502	1,660
漁船が台風時に安全に避難できる岸壁整備率	%	33	52	60

(1) 農業の基盤整備

ア 農業生産基盤の整備

農業用水の安定供給を図るため、地域特性に応じた多様な整備手法を用いた水源開発を推進していく。

特に、県営による伊平屋北部1期地区・幕内地区をはじめ、国営による伊是名地区・伊江地区のかんがい排水事業の完了及び関連事業等の推進を目指すとともに、整備の遅れている地域における水源確保に努める。中南部地域においては、都市再生処理水の農業用水としての利活用について検討を図る。

かんがい施設については、地域の営農形態や供給水量に応じてスプリンクラーや給水栓等の整備を行う。また、効果の早期発現を図るため、給水所による段階的整備を行う。

なお、十分な水量を確保できない地域においては、点滴かんがい等の節水かんがい方式の導入を図る。

さらに、農業水利施設の維持管理費の低減を図るため、適切な管理と適期の点検・補修による施設の長寿命化を図るとともに、自然エネルギー利用により運転費低減を図る。

ほ場については、機械化を可能とする区画整理や、地域特性や営農形態に応じた土壤・土層の改良、防風施設の設置等を考慮するとともに、担い手への集積や耕土の流出防止対策等の周辺環境・景観に配慮したきめの細かい整備を推進する。

また、草地や畜舎等畜産基盤を総合的に整備することで、受益農家の規模拡大を図り、経営の安定化及び効率的な肉用牛生産を推進する。

実施事業の内容

事 業 項 目	事 業 内 容
(農業)	
農業用水源の確保	・地下ダム、ため池、貯水池、貯水槽（地下タンク）の整備を行う。
かんがい施設の整備	・ファームポンドの設置、用水路・用水管の設置、給水所・給水栓・スプリンクラーの設置等整備を行う。

実施事業の内容（続き）

事業項目	事業内容
(農業)	
ほ場の整備	・区画整理、勾配抑制、客土、土層改良、暗渠排水等の整備を行う。
(畜産業)	
草地及び牧場施設等の整備	・草地、牛舎、堆肥舎、農具庫、家畜市場の整備及び農機具等の導入を行う。

イ 農地及び農業用施設の保全

農業を持続的に展開するには、農地や農業用施設を災害から未然に防止し、農業経営の安定とともに、所得の向上を図ることが肝要であることから、県土保全を含めた農地防災対策の役割は極めて重要である。このため、日頃から防災上危険な地域の把握を行い、対策事業の立ち上げを行うとともに、連絡体制等の強化を図る。

また、台風等の影響を強く受ける沖縄の気象条件や浸食しやすい土壤条件等に対応した防風施設や承水路・集水路・排水路及び農地の勾配抑制等の整備の推進と、適切な維持管理を促進するとともに、「防風林の日」の取組などの啓発活動を推進する。

さらに、海岸の整備については、地域を守るために必要最小限の整備とし、自然海岸を最大限に活用しつつ、海岸環境の保全・利用及び生態系等に配慮した「琉球諸島沿岸海岸保全基本計画」等に基づき、計画的・効果的な整備を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
農地・農業用施設の保全	・老朽ため池の改修や農地防風林・土砂崩壊防止施設等、地すべり防止対策施設、海岸保全施設を整備・管理するとともに、「防風林の日」の取組などの啓発活動により、農地・農業用施設の保全を図る。

（2）森林の基盤整備

森林の多面的機能の高度発揮を図るために、その重視すべき機能に応じて森林を「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に区分し、それぞれの利用形態や自然環境の保全を考慮した森林の整備・保全を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
林道等の整備	・林道等の開設、改良を行う。
森林の整備	・森林の造成等を通じて、森林の多面的な機能の高度発揮とともに山村地域の振興等を図る。

(3) 水産業の基盤整備

温暖でサンゴ礁の発達した海域特性を活用し、つくり育てる漁業及び資源管理型漁業を推進するため、魚礁の設置及び増養殖場等の整備を行う。

また、台風や季節風時の漁船等の安全係留を確保し、漁業者の就労環境等の改善を図るなど、漁業の生産性を高める漁港施設の整備を推進する。

漁港は、海洋性レクレーション・海の体験学習・海の文化の継承の拠点、離島や辺地における交通・緊急時の物資の積み卸しの基地など、多目的な役割があり、これらに配慮した整備を推進する。

実施事業の内容

事 業 項 目	事 業 内 容
漁港漁場の整備等	<ul style="list-style-type: none">・外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地等の整備、魚礁及び増養殖場等の造成を行う。・給油、給氷、漁具保管施設等の整備を行う。
漁港関連道の整備	<ul style="list-style-type: none">・漁港と主要道路、他の漁港又は漁場とを結ぶ道路の整備を行う。

6 多面的機能を生かした農山漁村の活性化

成 果 指 標	単位	平成12年度 (基準年)	平成18年度 (実績)	平成23年度 (目標)
農業集落排水施設整備率	%	21	25	50
漁業集落排水施設整備率	%	26	30	48
まちと村の交流人口	万人	—	100	100

(1) 農山漁村の地域社会の維持・向上

ア 住みよい生活環境基盤の整備

農山漁村地域の住みよい生活環境を確立するために、集落排水施設や集落道、公園緑地、集落防災安全施設等の整備を促進する。

特に、集落排水施設については、都市並の整備水準の確保を目指すとともに、施設から発生する汚泥や処理水の循環利用を促進する。

さらに、農業農村の持つ豊かな自然、伝統文化等の多面的機能を再評価し、地域住民の主体のもと、地域の特色を生かし、快適で潤いのある農村空間の形成を図るため、農村地域の振興を支援する。

また、漁港における景観の保持、美化や漁村における生活環境の改善を図り、快適にして潤いのある漁港・漁村の環境を形成するため、植栽、休憩所、運動施設、集落道、集落排水処理施設等の整備を行う。

併せて、漁村及び海岸環境を台風の高潮等による被害から守るとともに、親水性に配慮した護岸の設置や養浜の整備を図る。

実施事業の内容

事 業 項 目	事 業 内 容
農村の生活環境の整備	・集落排水施設、集落道、集落防災安全施設等の整備を行う。
漁港漁村の環境整備	・集落排水施設、植栽、休憩所、集落道、運動施設、安全情報伝達施設等の整備を行う。
高潮対策（漁港）	・台風等による高潮対策を図る。
漁港海岸環境対策	・親水性護岸の整備や養浜による海岸環境の整備を行う。

イ 地域ぐるみの共同活動による農地・水・農村環境の保全の推進

農村地域の活性化を図るため、多様な主体が参画した地域ぐるみの共同活動を支援し、地域の連携強化を推進する。

また、本県の農業の持続的発展と農村地域の多面的機能を維持・発揮するため、県民へ農業・農村の資源である農地・水・環境の保全の重要性を啓発し、農村環境の保全の推進を図る。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
農地・水・環境保全向上対策	・農地・農業用施設等の維持管理や農村環境の保全を図る地域ぐるみの共同活動を推進する。

ウ 中山間・離島地域における多面的機能の強化

本県では、中山間・離島地域の耕作放棄を防止し、多面的機能の確保を目的として中山間地域等直接支払交付金制度を実施しており、一般基準である傾斜等農用地に加え、県知事が定める基準である「遠隔離島地にあることで農業生産条件の悪い農用地」に対し、中山間地域等直接支払交付金を交付しているところである。

今後とも、中山間地域等直接支払事業の推進を図るとともに、遊休農地解消総合対策事業等により、耕作放棄地を解消し、中山間・離島地域等における多面的機能の強化を図ることとする。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
要件を満たす地域等の農業者等に対する直接支払	・耕作放棄地の発生防止等を取り決めた集落協定等を締結し、多面的機能増進活動等を行う。
遠隔離島農用地を対象とした集落協定等締結者に対する直接支払	・耕作放棄地の発生防止等を取り決めた集落協定等を締結し、多面的機能増進活動等を行う。

エ 漁村の多面的機能の維持・増大

水産物の安定供給、国境監視や海難救助、生態系の維持、交流の場の提供、地域社会の伝統的な文化の継承など、水産業・漁村の多面的機能の維持・増大を図るため、漁場の生産力向上に関する取組や、創意工夫による新たな取組を支援する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
漁業の再生支援	・種苗放流、海岸・海底清掃、産卵場の整備など、漁場の生産力向上のための取組や、観光漁業・体験漁業の導入、新たな加工品の開発など集落の創意工夫を活かした取組に対して支援を行う。

(2) グリーン・ツーリズム等の推進と全島緑化の推進

ア グリーン・ツーリズム等の推進

本県独自の特異かつ多様な亜熱帯農業や、里地里山の自然及び農山漁村文化伝統芸能等の地域資源を生かしつつ、地域活性化を図るために観光関連産業等との連携を図り、都市住民との交流による農林水産業・農山漁村への理解を促進し、農山漁村情報の発信・提供を進めるとともに、グリーン・ツーリズム活動組織を育成支援する。

林業については、亜熱帯の森林資源を活用した森林ツーリズムを推進するため、森林ツーリズム基本計画に基づき、地域の受け入れ態勢の整備を推進するとともに、森林環境教育や森林セラピーに精通した人材の育成・確保を図る。また、県民の森については、バリアフリー施設の拡充を図る。

水産については、漁業に対する良き理解者の増大と漁家経営の向上を目的に観光漁業の推進を支援する。

実施事業の内容

事 業 項 目	事 業 内 容
(農業)	
グリーン・ツーリズムの推進	・まちと村交流促進会や、グリーン・ツーリズム研究会等の組織活動支援、「沖縄、ふるさと百選」の認定等、交流情報の提供を行い、受入側のグリーン・ツーリズム推進方法と環境整備を推進する。
都市農村交流環境の整備	・農産物直売所や体験農園、農村公園等の整備を行う。
(林業)	
森林ツーリズムの推進	・森林環境教育や森林セラピーなど、森林ツーリズムの内容に精通した森林インストラクターやコーディネーターの育成を図る。 ・森林ツーリズム実施主体の育成と推進地域の認定を行う。 ・森林ツーリズムプロジェクト認定制度の創設を推進する。
森林セラピーの推進	・森林の癒し効果に関する調査研究及び観光、福祉と連携した森林セラピーの推進を図る。
県民の森の施設の拡充	・「県民の森」のバリアフリー施設の拡充を図る。
(水産業)	
ブルーツーリズムの推進	・地域資源の利活用促進や都市と漁村との交流を促進するため、体験漁業や研修会等を実施し、関連施設の整備を図る。
地域交流に対応した漁港・漁村の整備	・プレジャーボート等収容施設や体験学習に対応した漁港・漁村の整備を図る。

イ 亜熱帯性気候を生かした全島緑化の推進

県土緑化を効率的に推進するため、全島緑化推進県民会議を設置し、県民ぐるみの緑化運動、並びに沖縄県植樹祭等各種イベントの開催、緑の少年団の育成支援、森林公园の活用等の普及啓発を展開するとともに「おきなわの名木」の保護・保全対策、荒廃原野及び公共施設等の緑化を推進し、緑の美ら島の創生を図る。

また、県民の潤いと安らぎのある生活環境の維持・増進と観光リゾート地にふさわしい魅力ある県土の緑化を推進する。

実施事業の内容

事 業 項 目	事 業 内 容
緑地整備	・豊かな自然や伝統的な景観等緑豊かな環境を整備し、森林の公益的機能の強化と県土緑化を推進する。
緑化の推進	・全島緑化を推進するため、全島緑化推進県民会議を設置し、県民ぐるみの緑化運動を展開する。また、緑地の造成をはじめ県植樹祭等の各種イベントの開催、緑の少年団の育成支援、森林公園の活用等普及啓発を展開する。
おきなわの名木の保護 ・保全対策	・おきなわの名木に認定された樹木の保護・保全対策を実施する。また、県民及び観光客等に対して、積極的に紹介し、緑に対する意識の高揚を図るとともに、各種ツーリズムに寄与する。

7 環境と調和した農林水産業の推進

成 果 指 標	単位	平成12年度 (基準年)	平成18年度 (実績)	平成23年度 (目標)
赤土等流出防止対策施設	%	14	24	70
保全対象松林における 松くい虫被害量	m3	—	3,218	1,224

(1) 特殊病害虫等の根絶と侵入防止等

ア 特殊病害虫等の根絶と侵入防止

ウリミバエ及びミカンコミバエについては、東南アジア等の発生地域からの侵入を防止するため、県全域において侵入警戒調査を実施するとともに、ウリミバエについては、侵入の危険性が最も高い八重山群島及び本島中南部地域に不妊虫放飼を継続的に実施する。併せて、ミカンコミバエについては、侵入の危険性が最も高い八重山地域に誘殺板の航空防除を実施するとともに、南北大東村を除く住宅地域に誘殺板の地上防除を継続的に実施する。

また、国、県、市町村及び農業団体等で構成する特殊病害虫対策本部及び支部会議を開催し、関係機関の密接な連携のもとに一体となった取組を推進する。

久米島においては、かんしょに被害を与えてアリモドキゾウムシ及びイモゾウムシの根絶事業を実施する。特に、アリモドキゾウムシについては、早期に根絶を達成し、久米島での根絶防除の成果を踏まえ、当該害虫の発生地域において根絶防除対策を推進する。

さらに、ナスミバエについては、根絶防除を行い、カンキツグリーニング病や新たな侵入病害虫については、発生状況調査及びまん延防止、侵入防止対策等に努める。

実施事業の内容

事 業 項 目	事 業 内 容
アリモドキゾウムシ・イモゾウムシの根絶防除	・トラップ調査・寄主植物調査を実施し、久米島における不妊虫放飼による根絶防除、沖縄全域における根絶防除に向けた基本計画の策定を図る。
ウリミバエの侵入警戒調査及び侵入警戒防除	・トラップ調査・寄主植物調査による侵入警戒調査を行う。 ・不妊虫放飼による侵入防止防除を推進する。
ミカンコミバエの侵入警戒調査及び侵入警戒防除	・トラップ調査・寄主植物調査による侵入警戒調査を行う。 ・誘殺板による侵入防止防除を推進する。
アフリカマイマイの被害軽減防除	・そ菜類ほ場及び周辺における薬剤防除を推進する。
病害虫の侵入及び異常発生対策	・ナスミバエの根絶防除を行う。 ・カンキツグリーニング病等侵入病害虫等の発生状況調査及び防除対策を行う。

イ 環境に配慮した病害虫防除対策の推進

環境保全型農業の確立を図るため、農薬の使用を軽減し、天敵などを活用した病害虫防除への移行が求められている。

このため、キュウリなどの害虫であるミナミキイロアザミウマの天敵であるアリガタシマアザミウマや、果菜類の害虫であるマメハモグリバエの天敵ハモグリミドリヒメコバチ等の天敵製剤等を活用した防除技術の確立と実用化を推進する。

また、離島のさとうきびに重大な被害を及ぼすハリガネムシについては、性フェロモンを用いた交信攪乱法による防除を推進する。

病害虫防除の推進にあたっては、発生状況を的確に把握し、農作物の安定的な生産を確保するため、耕種的防除法、物理的防除法、生物的防除法等の防除法を組み合わせた総合防除技術の導入定着を推進する。

実施事業の内容

事 業 項 目	事 業 内 容
天敵を活用した防除技術の実用化	・実証ほの設置を行い、効果、安全性等のデータを集積し、実用化を図る。
病害虫の発生予察	・国が指定した（全国共通の問題となっている）有害動植物に関する発生予察を行う。 ・上記以外の（地域性を勘案した）病害虫発生予察を行う。
病害虫の総合防除技術の導入定着	・防除水準を勘案した難防除病害虫等の防除・管理体系の開発と導入定着を図る。

（2）赤土等流出防止対策の推進

農地からの赤土等流出対策は、本県の気候や営農形態、細粒分の多い赤土等の特性から、地域において総合的な対策を推進することが重要である。

今後の対策は、これまでの緑肥作物によるほ場面の被覆やグリーンベルト設置、マルチング栽培、ほ場勾配の抑制、排水路・沈砂池の整備等とともに、営農者を支援するために地域・行政が一体となった取組が必要である。

このため、地域全体の総合的な対策推進計画である農地対策マスターPLANの県内各地への展開とともに、農家、地域住民及び地域の行政で構成する地域協議会等を通じ、「赤土等流出総合対策支援プログラム」を活用し、これら対策に対する評価・支援を行うことで、持続的で効率的な赤土等流出防止対策を推進する。

赤土等流出防止の土木的対策を引き続き積極的に進めるとともに、沈砂池や水路等に堆積した土砂の除去等維持管理を促進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
赤土等流出防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 既存農地からの赤土等流出防止対策施設（沈砂池・勾配抑制等）の設置を行う。 赤土等流出防止対策施設の堆積土砂の除去を行う。 地域ぐるみの共同活動で実施するグリーンベルトの設置・管理や畠面植生等に対する支援を図る。
削減目標の設定と総合的な取組	<ul style="list-style-type: none"> 農地からの赤土流出防止対策技術の開発と実証を図る。 開発・実証された対策の展開、普及啓発、定着及び持続的な営農との両立を図る。 各海域に対応した農地からの流出削減目標の設定とその推進を図る。

（3）有機資源等循環システムの推進

ア 土づくりと環境保全型農業の推進

土づくりについては、農地土壤のモニタリングを継続し、地力増進に必要な基礎調査を継続的に実施する。

また、自然循環機能の維持による地力の増進を図るため、緑肥鋤込み等による土づくり対策等を支援する。

さらに、土づくりとあわせて化学肥料及び化学合成農薬の低減に取り組むエコファーマーを育成するとともに、有機農業の支援体制の整備を進め、環境保全型農業を推進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
土壤機能増進のための基礎調査	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング等農地土壤の継続的調査を実施する。
高度肥料利用技術の確立推進	<ul style="list-style-type: none"> 被覆肥料等高度機能性肥料の利用実証及び普及推進を図る。
土づくりの条件整備	<ul style="list-style-type: none"> 緑肥鋤込み等による土づくり等の推進を図る。
持続的農業の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> 化学農薬・化学肥料等化学合成資材の使用低減等、持続的農業の推進を図る。
生産性の高い土づくり技術の普及推進	<ul style="list-style-type: none"> 土壤診断に基づく土づくり、適正施肥を推進する。
環境保全型農業の面的拡大の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域ぐるみでの環境保全型農業への取組を支援し、面的拡大を図る。
有機農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 無農薬・無化学肥料条件下における農業生産技術の開発を図る。
地域資源を活用した土層改良技術の開発	<ul style="list-style-type: none"> 酸度矯正や重粘土土壤改良、有機質含量の増加を促進させ効果を持続させる技術の開発と実証を推進する。

イ 家畜排せつ物等のバイオマスの利活用による資源循環システムの推進

(ア) 家畜排せつ物等リサイクルシステムの推進

バイオマスを活用した方策に沿って、環境と調和した資源循環型社会への構築に努める。家畜排せつ物等有機性資源の有効活用を促進するため、耕種部門との連携により、畜産、食品、林野、水産等も含めた広域連携型の資源循環システムの強化を図る。

このため、家畜排せつ物の適正処理・循環利用を促進する各種補助事業、リース事業、制度資金の効率的な活用を図る。

また、畜産農家の環境保全意識の向上と指導の徹底を図り、持続性のある畜産経営体を育成するとともに、食品残渣等を安全で高品質の家畜飼料として再生するエコフィードの利用を推進する。

さらに、さとうきびについては、砂糖を生産する際の副産物である糖蜜を活用したバイオエタノール燃料を含めさとうきびの総合利用を促進する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
家畜排せつ物処理の適正化対策及び処理施設整備対策	・畜産経営環境保全実態調査による環境対策必要箇所の調査及び家畜ふん尿処理施設の整備を行う。
簡易低コスト家畜排せつ物処理施設	・簡易で低コストかつ処理が確実に行われる処理施設の普及促進を図る。
エコフィードの生産供給体制の整備	・食品残渣等の飼料化に必要な条件の整備を図る。

(イ) 生産資材廃棄物の適正処理

農業用廃ビニール資材等の適正処理を推進するため、県協議会により市町村等関係機関に対し、農業用廃プラスチック適正処理対策協議会の早期設立を指導し、各地域において農業用廃プラスチックの回収、処理体制を確立する。また、排出量を抑制するために、生分解性マルチ等の啓蒙普及活動を実施する。

実施事業の内容

事業項目	事業内容
農業用廃プラスチック適正処理推進	・市町村、農業協同組合等で構成される廃プラ適正処理協議会を設立し、回収、処理の方法、料金の設定等について検討することにより、適正な回収、処理体制を確立する。 ・生分解性マルチ資材の現地実証展示等による実用化検討を図る。

(4) 森林と漁場環境の保全

ア 森林の保全

台風や季節風等による潮風害及び山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全し、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図るため、荒廃山地の復旧対策、水資源の確保に係る水土保全施設の整備、保安林の造成・防潮護岸の設置を行う。

また、地域森林計画に基づいて計画的に保安林の指定を推進するとともに、保安林の機能を高めるための改良・保育管理等を行う。

松くい虫等森林病害虫の生態特性に即し、効果的に防除を推進し、森林の保全を図るとともに、被害木を適正に処理し、資源としての利活用を図る。

実施事業の内容

事 業 項 目	事 業 内 容
治山施設の整備	・森林の維持造成を通じて、海岸及び山地に起因する災害から生命財産を保全するとともに、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る。
森林病害虫等の防除対策	・森林病害虫等を適期、かつ効果的に駆除することにより、まん延を防止し、森林の保全を図る。
松くい虫被害木の調査	・松くい虫被害木の調査を実施する。
松くい虫被害木の活用	・松くい虫被害木の処理を行うことにより、松くい虫被害のまん延防止及び被害木の活用を図る。

イ 漁場環境の保全

赤土等汚染及びオニヒトデの異常発生等によりサンゴ礁が減少し、漁場としての機能が損なわれつつある海域において、オニヒトデ除去等を行う。

また、サメ駆除の実施により漁業被害の抑制に努める。魚類養殖漁場環境モニタリング調査等を通して良好な漁場環境を確保するとともに、海浜美化を促進する。

ソディカ、魚類等の水産物加工過程で排出する残渣利用を促進し、加工残渣利用技術の開発、食品等への再利用を推進する。

実施事業の内容

事 業 項 目	事 業 内 容
有害動物駆除	・オニヒトデ等有害動物駆除を行う。
養殖場の保全	・養殖場環境モニタリング調査を行う。
海浜美化	・海浜美化の促進を図る。
加工残渣利用技術開発化	・ソディカ加工残渣食品化技術の民間移転を図る。

第4章 地域特性を生かした圏域別振興方向

1 北部圏域 やんばるの豊かな自然と調和した多彩な農林水産業の振興

(1) 農林水産業の特徴

北部地域の平成18年における農業産出額は280億円で、県全体の30.9%を占め、品目別産出額については、豚、きく、肉用牛、さとうきび、鶏卵、ブロイラー、切り葉、ゴーヤー、パインアップル、マンゴー等の順になっている。それ以外にも、かんきつ類や熱帯果樹等多岐にわたる品目が生産されており、特にゴーヤーやシークヮーサー等については、茶、ジュース等の健康食品として商品開発及び販売を展開し、生産拡大への気運が高まっている。

農業の品目別拠点産地については、野菜において、今帰仁村のすいか、名護市のゴーヤー、宜野座村のばれいしょ、伊江村のとうがん、花きにおいて、伊江村、今帰仁村、本部町の輪ぎく、今帰仁村、恩納村の小ぎく、果樹においては、大宜味村、名護市のシークヮーサー、国頭村、名護市のタンカン、東村のパインアップル（生食用）、恩納村のパッションフルーツ、薬用作物において、名護市のウコンが認定されており、生産振興に取り組んでいる。

また、これまで国営かんがい排水事業伊是名地区、伊江地区をはじめとして、各種の農業生産基盤の整備が進められており、農業生産の拡大が期待される地域である。

また、多様な自然景観に恵まれ、近年、海浜景観等を利用した観光・リゾート地域としての整備も進展しており、体験・滞在型のグリーン・ツーリズム、森林ツーリズム、ブルーツーリズムを通した農林水産業の振興が必要な地域である。

林業は、森林組合を中心に地域材を生かした家具材、フローリング材などや特用林産物のえのきたけ、ぶなしめじ、しいたけ、木炭等の生産が行われている。

木材の拠点産地については、国頭村が認定されており、生産振興に取り組んでいる。

水産業は、ソディカ、パヤオ漁業等を中心に、モズク、クルマエビ、スキ、マダイ等の海面養殖や海ぶどう、トコブシ等の陸上養殖が行われている。

養殖魚介類の拠点産地については、恩納村の海ぶどうが認定されており、生産振興に取り組んでいる。

項目	数量	県対比(%)	備考
総農家数(H17)	5,446戸	22.7	2005農林業センサス
販売農家数	4,043戸	23.6	
主業農家数	1,771戸	28.6	
農業就業人口(H17)	6,912人	24.5	
耕地面積 (H18)	7,380ha	18.8	耕地面積調査
田	302ha	34.6	
畠	7,080ha	18.4	
林野面積 (H17)	52,967ha	47.3	2005農林業センサス
漁業経営体数 (H17)	770経営体	22.4	海面漁業生産統計調査

農業産出額（平成18年）

単位：億円、%

区分	野菜	果実	花き	工芸作物	畜産	その他	計
金額	31	35	62	27	114	11	280
構成比	11.1	12.5	22.1	9.6	40.7	3.9	100

資料：生産農業所得統計

漁業生産額（平成18年）

金額（百万円）	4,188
県対比(%)	19.9

資料：漁業生産額

(2) 振興方向

ア 農 業

本圏域における農業生産は、県内でも品目の多様化が進んでおり、農業用水の確保など生産基盤整備、耐候性ハウスや防風・防虫等ネット栽培施設の導入促進、優良種苗の供給、担い手の育成・確保、新技術の開発・普及などを図り、さとうきび、パインアップル、野菜、花き、葉たばこ、かんきつ類、熱帯果樹、茶の生産の振興や、肉用牛、豚、採卵鶏等畜産の振興により、地域農業を推進する。

特に、きく、ゴーヤー、マンゴー等重点的に推進する品目については、既存の拠点産地の体制強化や新規の認定による産地形成・育成により、生産拡大とブランド化を図る。

また、農産物の流通・販売・加工体制の強化を促進するとともに、シークヮーサーや黒糖等の附加価値向上を図り、地域特産品のブランド化を推進する。あわせて、農産加工施設の整備に向けての条件整備を推進する。

さらに、経営感覚に優れた担い手の育成と亜熱帯の自然条件を踏まえた農業技術の開

発を推進するため、研究機能及び担い手育成機能の強化を図る。

観光リゾート地域としての特性を生かし、都市と農村の交流拠点施設等の整備により、グリーン・ツーリズムを推進するとともに、観光施設への供給等、域内の需要に対応した野菜、熱帯果樹等の生産拡大に努め、地産地消の促進を図るとともに、受け入れ地域との連携や体験・滞在型のまちと村の交流を促進し、地域の活性化を図る。

周辺離島の伊江村においては、輪ぎくやとうがんの拠点産地を核とした花き、野菜、葉たばこ等の生産振興を図るとともに、さとうきびや肉用牛との経営の複合化を促進する。

伊平屋村においては、水稻、さとうきびを中心として生産の振興を図るとともに、肉用牛との経営の複合化を促進する。

伊是名村においては、さとうきび、水稻の生産の振興を図るとともに、肉用牛との経営の複合化を促進する。

(ア) さとうきび

優良種苗の増殖・普及、土づくり等により、品質及び単収の向上を促進する。また、新たな経営安定対策に対応した担い手を育成するため、農業生産法人、農作業の受託組織等生産組織を育成・強化するとともに「増産プロジェクト基本方針」等に基づき、生産者をはじめ、関係者が一体となった増産対策により生産の増大に向け取り組む。

(イ) 野菜

高品質かつ安全な野菜を計画的に供給することを基本に、さらに優良種苗の増殖・普及、耐候性ハウスや防風・防虫等ネット栽培施設の導入を促進し、すいか、ゴーヤー等の拠点産地の形成・育成に努める。また、JAの地区営農センター等を拠点とした流通の合理化、販売体制の強化を推進する。

(ウ) 花き

県内の主産地となっており、きくを中心に観葉植物、切り葉、洋ラン等が生産されており、消費者や市場のニーズに応じた品目・品種の出荷体制の整備を進め、流通・販売の経費低減等、農家経営の安定化に努める。

今後とも防風・防虫等ネット栽培施設、優良種苗の安定供給、流通・販売体制の整備等を推進するとともに、きく、観葉植物等の拠点産地の形成・育成を図り、周年出荷体制の確立に努める。

(エ) 葉たばこ

生産性及び品質の向上や作業の省力化に努め、安定的な生産を図る。

(オ) かんきつ類

本県における主産地を形成しており、早生温州の高品質化、タンカン、シークヮーサー等の品質の向上及び生産の拡大により、拠点産地の形成・育成やJAの地区営農センター等を拠点とした流通・販売体制の強化を図る。

また、中晩柑優良品種の導入・普及及び防鳥・防虫等ネット栽培施設の導入促進により、早生温州、タンカン等中晩柑を組み合わせた出荷期間の拡大を図る。

(カ) 热帯果樹

近年の優良品種の導入や栽培技術の向上等により、マンゴー、パッションフルーツ等の主要な産地となっており、品質及び単位収量の向上、耐候性ハウスの導入など防風対策の強化及び拠点産地の形成・育成を図るとともに、JAの地区営農センター等を拠点とした流通・販売体制の強化を推進する。

(キ) パインアップル

本県の主産地になっており、缶詰加工業による雇用創出とともに観光産業へも大きく貢献している。優良種苗の導入等により、生産性及び品質の向上を推進するとともに、加工原料用果実と生食用果実のバランスのとれた生産拡大を図る。

(ク) 茶

本県における主産地となっており、生産性及び品質の向上を図り、特色ある産地を形成する。

(ケ) 畜産

肉用牛の優良種畜の導入・育成、飼養衛生管理技術の向上を図るとともに、自給飼料基盤の整備を推進し、生産の拡大に努める。

豚は、改良増殖及び産肉能力等生産性の向上に努めるとともに、飼養衛生管理を強化し損耗防止を推進する。また、在来のアグー等独自ブランドの育成・拡大により経営の安定を図る。

採卵鶏・ブロイラー、乳用牛については、飼養衛生管理技術の向上に努め、畜舎内外の衛生対策等に努め、家畜の改良増殖及び安定かつ計画的な生産体制の確立を図る。

なお、畜産の環境対策を促進するため家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに耕畜連携による資源循環型農業を促進するため堆肥センターの活用を推進する。

イ 森林・林業

本圏域が林業生産活動の中核的な拠点であると同時に、重要な水源地域になっていること、また、貴重な動植物の生息・生育する地域であることから、森林の重視すべき機

能に応じて「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に3区分し、水源地域等においては水源かん養機能を重視した森林の整備及び保全を推進するとともに、その保全のために保安林の計画的な指定や適正な管理、治山施設の整備を行う。

一方、貴重な動植物が生息する森林においては、適切な保全を図りつつ、森林環境教育や保健・休養、森林ツーリズムの場として森林の整備を推進する。

木材生産を重視すべき区域においては、森林施業及びそれに伴う路網の整備を推進する。また、林業の持続的かつ健全な発展を図るため、木材の安定的な生産体制の整備と森林組合等林業事業体の支援を図る。

さらに、森林・林業に精通したガイドの養成等を図り、森林ツーリズム及び森林セラピーを推進する。

林産物の流通・販売体制の強化を図るとともに、木材や特用林産物の高付加価値化を推進する。

本県の自然的特性を生かした森林・林業技術の開発を推進するため、研究機能の強化を図るとともに、林業後継者等担い手の育成機能の強化を推進する。

また、松くい虫による被害は減少しているが、県木であるリュウキュウマツを保全するため、効果的・効率的な防除を図る。

(ア) 木材

木材については、森林組合等の組織強化や木材拠点産地を中心に県産材の安定供給及び木製品のPR等を通して需要拡大を図るとともに、新たな製品の利用開発や木材加工等の施設を整備する。

(イ) 特用林産物

きのこ類の安全性のPRと、高品質・安定供給による地域の特産化に取り組み、販路の拡大を図るとともに、木炭等の需給体制の整備を推進する。

ウ 水産業

地域特性を生かした水産業の振興を図るため、漁港・漁場等の生産基盤整備や加工施設等の整備を推進する。

漁業者等に対して、各種学習会や巡回指導を実施することにより、漁業者の資質向上、資源管理に対する啓発及び漁業後継者等の育成を図る。

水産物の流通・販売体制の強化を図るとともに加工品の開発や鮮度保持による高付加価値化を推進し、販路の確保・拡大に取り組む。

また、海域特性を生かした水産技術の開発・普及を推進する。

さらに、地域資源の利活用や都市との交流を促進するため、体験漁業等ブルーツーリズムを推進する。

(ア) 海面漁業

持続的な生産活動が維持されるよう、ハマフエフキやスジアラ等を対象とした資源管理型漁業を継続して推進するとともに、ハマフエフキ等の種苗を各地先に放流、保護することにより水産資源の維持・増大を図る。

(イ) 海面養殖業

モズクや海ぶどう、トコブシやスギ等魚介類の養殖を振興するため、漁家に対する技術指導、魚病防疫体制の整備を推進するとともに、流通・加工機能の強化を図る。

(重点振興品目)

【耕 種】きく、さとうきび、葉たばこ、観葉植物、すいか、パインアップル、さやいんげん、ゴーヤー、ばれいしょ、かぼちゃ、とうがん、島らっきょう、マンゴー、かんきつ類、パッションフルーツ、パパイヤ、切り葉、ソリダゴ、洋ラン、水稻、茶、薬用作物

【畜 産】豚、肉用牛、鶏、生乳

【林 業】木材、木炭、きのこ類

【水産業】モズク、海ぶどう、クルマエビ、スギ、トコブシ、ソディカ、タカセガイ、ハマフエフキ、スジアラ、シロクラベラ

2 中部圏域 都市化と調和した消費者ニーズに応える高付加価値型農林水産業の振興

(1) 農林水産業の特徴

中部圏域の平成18年における農業産出額は115億円で、県全体の12.7%を占め、品目別産出額については、きくを筆頭に、豚、肉用牛、さとうきび、乳用牛（生乳）、鶏卵、かんしょ、マンゴー、もやし、洋ラン（鉢物）等の順になっている。

それ以外にも、かんきつ類や熱帯果樹、ゴーヤー、にんじん等が生産されており、中でも、中晩柑の天草については、地域の特産品として販売活動を推進しており、生産拡大の気運が高まっている。

農業の品目別拠点産地については、小ぎく、にんじん、かんしょ、オクラ、グアバ、天草等8産地が認定されており、特にうるま市津堅のにんじんは平成19年度から関係団体等が集中的に生産・出荷の指導を行い、拠点産地のモデルとなるよう生産振興に取り組んでいる。

これまで、県営かんがい排水事業と勝地区をはじめとして、読谷村、うるま市等を中心に、かんがい施設やほ場整備・農道等各種の生産基盤の整備が実施されており、都市地域にも近い立地条件を生かした農林水産業の展開が期待できる地域である。

また、農漁村は美しい景観に恵まれ、体験・滞在型のグリーン・ツーリズムを通じた振興が期待される地域である。

森林は、戦後著しく荒廃したが、県民の緑化運動の展開と森林整備事業等の推進により、現在は回復傾向にある。しかしながら、十分に回復していない地域も多く存在していることから、県土保全上、重要な地域を中心に森林整備を図っている。

水産業は、主にパヤオ、ソディカ、大型定置網漁業が行われており、また、モズクやヒトエグサ養殖が盛んで、県内の主産地となっている。

養殖魚介類の拠点産地については、北中城村のアーサ（ヒトエグサ）が認定されており、生産振興に取り組んでいる。

項目	数量	県対比(%)	備考
総農家数(H17)	4,326戸	18.0	2005農林業センサス
販売農家数	1,888戸	11.0	
主業農家数	648戸	10.5	
農業就業人口(H17)	3,387人	12.0	
耕地面積 (H18)	3,040ha	7.8	耕地面積調査
田	40ha	4.6	
畠	3,000ha	7.8	
林野面積 (H17)	4,392ha	3.9	2005農林業センサス
漁業経営体数 (H17)	748経営体	21.8	海面漁業生産統計調査

農業産出額（平成18年）

単位：億円、%

区分	野菜	果実	花き	工芸作物	畜産	その他	計
金額	12	4	36	13	46	4	115
構成比	10.4	3.5	31.3	11.3	40.0	3.5	100

資料：生産農業所得統計

漁業生産額（平成18年）

金額（百万円）	4,287
県対比（%）	20.3

資料：漁業生産額

（2）振興方向

ア 農 業

本圏域における農業は、都市近郊であることから、環境対策に配慮しながら、立地条件等地域の特性を生かした経営を推進する。今後、農業用水の確保など生産基盤の整備、耐候性ハウスや防風・防虫等ネット栽培施設の導入促進、優良種苗の供給、担い手の育成・確保、新技術の開発・普及などを図り、さとうきびの生産振興や、花き、果樹、野菜等を中心に県外出荷など市場のニーズに対応した収益性の高い産地の育成を図る。

特に、きく、にんじん、かんしょ等重点的に推進する品目については、拠点産地の体制強化や新規の認定による産地形成・育成により、生産拡大とブランド化を図る。

また、豚、肉用牛など畜産の振興を図るとともに、環境に配慮した耕種部門との連携、堆肥供給等資源循環システムの構築を進める。

(ア) さとうきび

優良種苗の増殖普及、土づくり等により、品質及び単収の向上を促進する。

また、新たな経営安定対策に対応した担い手を育成するため、農業生産法人や農作業の受託組織等生産組織を育成・強化するとともに、「増産プロジェクト基本方針」等に基づき、生産者をはじめ、関係者が一体となった増産対策により、生産の増大に向け取り組む。

(イ) 野菜

定時・定量・定品質の生産を図ることを基本に、耐候性ハウスや防風・防虫等ネット栽培施設等を重点的に整備し、生産性の向上と高品質化を図り、さやいんげん、ゴーヤー、オクラの県外出荷品目とにんじん等の県内出荷品目の産地育成やJAの地区営農センター等を拠点とした流通・販売体制の強化を推進する。

(ウ) 花き

きくを中心防風・防虫等ネット栽培施設等を重点的に整備し、生産性の向上と高品質化を図り、きく、洋ラン等の拠点産地の形成・育成や流通・販売体制の強化を推進する。

(エ) かんきつ類

中晩柑優良品種の普及および防鳥・防虫等ネット栽培施設の導入促進により、早生温州、タンカン等中晩柑を組み合わせた出荷期間の拡大を図る。また、JAの地区営農センター等を拠点とした流通・販売体制の強化を推進する。

(オ) 热帯果樹

栽培技術の向上、耐候性ハウスの導入など防風対策の推進、産地の集団化により、マンゴー、バナナ等の生産の拡大に努め、拠点産地の形成・育成やJAの地区営農センター等を拠点とした流通・販売体制の強化を推進する。

(カ) かんしょ

優良品種の普及と病害虫の防除対策を強化し、生産性及び品質の向上を図り、読谷村の拠点産地の体制強化及び育成やJAの地区営農センター等を拠点とした流通・販売体制の強化を推進する。

(キ) 畜産

肉用牛、乳用牛、豚、採卵鶏など生産体制の整備を推進するとともに、改良増殖及び飼育衛生管理技術の向上を図る。

また、畜産の環境対策を促進するため家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに、耕畜連携による資源循環型農業を促進するため堆肥センターの活用を推進する。

イ 森林・林業

森林の多面的機能の発揮を図るため、保安林の計画的な指定や適正な管理、治山施設の整備及びきのこ類、緑化木、木製品の生産を推進する。

また、松くい虫による被害は減少しているが、県木であるリュウキュウマツを保全するため、引き続き効果的・効率的な防除を図る。

(ア) 林産物

地域の特産化を図るため、ひらたけ等のきのこ類、緑化木及び県産材を活用した木製品の生産を推進する。

ウ 水産業

地域特性を生かした水産業の振興を図るため、漁港・漁場や増養殖場等の生産基盤整備を推進し、モズク、ヒトエグサ等の海面養殖業の振興を図る。また、流通・販売体制の強化を図り、販路の確保・拡大に取り組む。

漁業者等に対して各種学習会や巡回指導を実施することにより、漁業者の資質向上、資源管理に対する啓発を図るとともに、漁業後継者の育成を行う。

さらに、地域資源の利活用や都市との交流を促進するため、体験漁業等ブルーツーリズムを推進する。

(ア) 海面漁業

パヤオ漁業の振興を図るとともに、台湾ガザミの抱卵ガニの採捕禁止や体長制限等の取組を支援し、磯根資源の維持・増大に努める。

(イ) 海面養殖業

モズク、ヒトエグサ養殖業の振興を図るため、生産・流通が円滑に行われるよう、漁家に対する技術指導、系統団体の指導を強化するとともに、流通・加工施設等の整備を行う。

(重点振興品目)

【耕 種】きく、さとうきび、にんじん、さやいんげん、ゴーヤー、オクラ、観葉植物、
かんしょ、マンゴー、かんきつ類、バナナ、洋ラン

【畜 産】豚、生乳、肉用牛、鶏

【林 業】木材(木製品) きのこ類

【水産業】モズク、ヒトエグサ、マグロ類、タイワンガザミ

3 南部圏域 環境にやさしい産地づくりと島々の活性化を図る農林水産業の振興

(1) 農林水産業の特徴

南部圏域の平成18年における農業産出額は250億円で、県全体の27.6%を占め、品目別産出額については、さとうきびを筆頭に、豚、乳用牛（生乳）きく、鶏卵、肉用牛、ゴーヤー、マンゴー、さやいんげん、ピーマンの順になっている。

それ以外にも、熱帯果樹、薬用作物、都市近郊地域でチンゲンサイ等の葉菜、南北大東島ではばれいしょ等多岐にわたる品目がある。

農業の品目別拠点産地については、野菜において、南城市知念のさやいんげん、ゴーヤー、糸満市のゴーヤー、レタス、南風原町のかぼちゃ、花きにおいて、糸満市のかぼちゃ、果樹において、豊見城市的マンゴー、パパイヤ、糸満市のパッションフルーツ、薬用作物において、南城市佐敷の薬用作物、八重瀬町具志頭のかんしょ等が認定され、生産振興に取り組んでいる。畜産において、糸満市、八重瀬町東風平の豚、南城市玉城の生乳、糸満市の肉用牛が盛んである。

これまで、県営かんがい排水事業カンジン地区や国営かんがい排水事業沖縄本島南部地区をはじめとして、かんがい施設やほ場・農道等各種の生産基盤の整備が実施されており、都市地域にも近い立地条件を生かした農業生産の展開が期待できる地域である。

また、離島をはじめ農漁村地域は、豊かな自然景観に恵まれ、体験・滞在型のグリーン・ツーリズム、ブルーツーリズムを通した農林水産業の振興が期待される地域である。

森林は、戦後著しく荒廃したが、県民の緑化運動の展開と森林整備事業等の推進により、現在は回復傾向にある。しかしながら、荒廃原野も多く存在していることから、早期の解消と質の高い森林づくりに取り組んでいる。また、離島地域においては、防風・防潮機能の強化を図るために森林整備等を推進している。

水産業は、近海マグロ延縄漁業やパヤオ、ソディカ漁業が盛んであり、県内の主産地となっているほか、東側海域及び離島を中心にモズク、クルマエビ養殖が行われている。

項目	数量	県対比(%)	備考
総農家数(H17)	7,213戸	30.0	2005農林業センサス
販売農家数	4,660戸	27.2	
主業農家数	1,808戸	29.2	
農業就業人口(H17)	7,761人	27.5	
耕地面積 (H18)	8,840ha	22.6	耕地面積調査
田	14ha	1.6	
畠	8,820ha	23.0	
林野面積 (H17)	9,182ha	8.2	2005農林業センサス
漁業経営体数 (H17)	1,008経営体	29.4	海面漁業生産統計調査

農業産出額（平成18年）

単位：億円、%

区分	野菜	果実	花き	工芸作物	畜産	その他	計
金額	55	9	29	46	107	4	250
構成比	22.0	3.6	11.6	18.4	42.8	1.6	100

資料：生産農業所得統計

漁業生産額（平成18年）

金額（百万円）	9,012
県対比(%)	42.8

資料：漁業生産額

(2) 振興方向

ア 農 業

本圏域における農業は、野菜、熱帯果樹等消費者ニーズに即応した収益性の高い作物の生産振興に取り組んできており、豚、さとうきびを筆頭に、乳用牛（生乳）、きく、肉用牛、採卵鶏、洋ラン（鉢）、ゴーヤー、さやいんげん、葉たばこ等が盛んである。これらの品目を柱としながら、拠点産地を中心とした産地の拡大を進める。

特に、きく、さやいんげん、ゴーヤー、マンゴー、パパイヤ、ウコン等重点的に推進する品目については、拠点産地の体制強化・育成により、生産拡大とブランド化を推進する。

また、さとうきび、豚、肉用牛、乳用牛などの安定的な振興を図っていく品目については、畜産と耕種部門との有機的結合に努め、環境に配慮した資源循環型システムの導入や地域農業の複合化を推進する。

地域特性を生かした農業振興を図るため、地下ダム貯留水や再生水の利用等、多様

な農業用水の確保とかんがい施設などの生産基盤の整備を推進する。また、天敵を利用した減農薬栽培等の拡大を通じ、環境に配慮した生産・供給体制を図る。

また、地域の特色ある歴史的・自然的な農村景観等の保全整備による都市と農村の交流を図るとともに、離島を中心に体験・滞在型のグリーン・ツーリズム等を促進する。

周辺離島の久米島町においては、さとうきびを中心に葉たばこ、きく、ゴーヤー、かんしょ、肉用牛等の生産振興を図る。

南大東村及び北大東村については、さとうきびを中心に、ばれいしょ、肉用牛等の振興を図る。

粟国村においては、さとうきびを中心に、肉用牛等の振興を図るとともに、有機農業を推進する。

渡嘉敷村においては、水稻等の振興を図る。

渡名喜村及び座間味村においては、もちきび、ばれいしょ、島にんじん等の振興を図る。

(ア) さとうきび

優良種苗の増殖普及、土づくり等により、生産性及び品質の向上を図る。また、新たな経営安定対策に対応した担い手を育成するため、遊休化した農地を利用した担い手の経営規模の拡大、農業生産法人、農作業の受託組織等生産組織を育成・強化するとともに、「増産プロジェクト基本方針」等に基づき、生産者をはじめ、関係者が一体となった増産対策により、生産の増大に向け取り組む。

(イ) 野菜

定時・定量・定品質の安定生産を図ることを基本に、耐候性ハウスや防風・防虫等ネット栽培施設を整備し、さやいんげん、ゴーヤー、かぼちゃ等の生産拡大や既存产地の強化を図り、拠点産地の形成・育成に努めるとともにJAの地区営農センター等を拠点とした流通の合理化、販売体制の強化を図る。

また、県産野菜の自給率を高めるため、夏秋期における生産拡大を図るとともに天敵を利用した減農薬栽培等による高付加価値化及び契約栽培の導入等を推進する。

(ウ) 花き

きくを中心に防風・防虫等ネット栽培施設等を重点的に整備し、きく、洋ラン等の拠点産地の形成・育成に努めるとともに、熱帯花き等の導入により品目の多様化、出荷の周年化や流通・販売体制の強化を推進する。

(I) 热帯果樹

優良品種の導入、栽培技術の向上、耐候性ハウスの導入など防風対策の推進、産地の集団化により、マンゴー、パッションフルーツ等の生産の拡大により、拠点産地の形成・育成に努めるとともにJAの地区営農センター等を拠点とした流通・販売体制の強化を推進する。

(オ) 薬用作物

ウコン、クミスクチン等の栽培技術の向上を図り、拠点産地の形成・育成に努める。

(カ) 畜産

肉用牛、乳用牛、豚、採卵鶏など生産体制の整備及び家畜市場の移転整備を推進するとともに、改良増殖及び飼養衛生管理技術の向上を図る。

また、畜産の環境対策を促進するため家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに耕畜連携による資源循環型農業を促進するため堆肥センターの活用を推進する。

特に、離島については、自給飼料基盤に立脚した肉用牛経営を推進する。

イ 森林・林業

本圏域の森林は、県土の保全・形成上重要であることから多面的機能の発揮を図るために、保安林の計画的な指定や適正な管理、防風・防潮林の造成及び治山施設の整備並びに災害に強い森林づくりを推進する。

また、消費・流通の拠点地域であることから、林産物をPRし、きのこ類、県産材を活用した木製品等の生産を促進する。

さらに、松くい虫被害は減少しているが、県木であるリュウキュウマツを保全するため、引き続き効果的・効率的な防除を図る。

(ア) 林産物

地域の特産化を図るため、くろあわびたけ・きくらげ等のきのこ類、竹炭、及び学童机などの木製品の生産を促進するほか、木質バイオマスの利活用を促進する。

ウ 水産業

地域特性を生かした水産業の振興を図るため、漁港・漁場、増養殖場の生産基盤整備を推進する。また、流通・販売体制の強化を図り、販路の確保・拡大に取り組む。

漁業者等に対して各種学習会や巡回指導を実施することにより、漁業者の資質向上、資源管理に対する啓発を図るとともに、漁業後継者の育成を行う。

さらに、地域資源の利活用や都市との交流を促進するため、離島を中心に体験漁業等ブルーツーリズムを推進する。

(ア) 海面漁業

漁船漁業の振興を図るための漁場開発や技術指導を行うとともに、ハマフエフキ等の種苗を各地先に放流、保護することにより磯根資源の維持・増大に努める。

(イ) 海面養殖業

モズク、クルマエビ等の養殖業の生産・流通が円滑に行われるよう、生産漁家に対する技術指導、系統団体の指導を強化するとともに、水產物流通拠点である糸満市等において流通・加工施設等の整備を図る。

(重点振興品目)

【耕 種】さとうきび、きく、さやいんげん、ゴーヤー、レタス、さといも、かぼちゃ、オクラ、トマト、ピーマン、にんじん、マンゴー、パッションフルーツ、パパイヤ、ソリダゴ、洋ラン、熱帯性花き

【畜 産】豚、生乳、鶏、肉用牛

【林 業】木材（木製品）、木炭、きのこ類

【水産業】モズク、クルマエビ、マグロ類、ソディカ、マチ類、ハマフエフキ、シャコガイ類

4 宮古圏域 島の特性を生かした土地利用型作物及び園芸作物の生産拡大で島おこしを図る農林水産業の振興

(1) 農林水産業の特徴

宮古圏域の平成18年における農業産出額は139億円で、県全体の15.3%を占め、品目別産出額については、さとうきびを筆頭に、肉用牛、葉たばこ、マンゴー、ゴーヤー、かぼちゃ、とうがん、乳用牛(生乳)、鶏卵、ばれいしょ等の順になっている。他に、たまねぎ、さやいんげん、オクラ、メロン等の栽培に取り組んでいる。

農業の品目別拠点産地については、宮古島市のとうがん、ゴーヤー、かぼちゃが認定され、生産振興に取り組んでいる。また、近年、マンゴー及びドラゴンフルーツ、パッションフルーツ等の熱帯果樹が伸びてきており、宮古産ブランドとして産地化を進めている。

このため、国営かんがい排水事業宮古地区をはじめとして、かんがい施設やほ場・農道等各種の生産基盤整備が実施されており、今後、さとうきびや肉用牛を中心に露地・施設園芸作物等の拡大及び充実が期待されている。

また、本圏域は美しい海浜景観に恵まれ、体験・滞在型のグリーン・ツーリズム、ブルーツーリズムを通した農林水産業の振興が期待される地域である。

森林は、海岸線や段丘崖等に偏在しており、季節風等による潮風害防止のための森林の整備が図られている。

水産業は、地域特性を生かしたパヤオ、沿岸カツオ、追込網漁業及びモズク養殖など多種多様な漁業が行われている。

項目	数量	県対比(%)	備考
総農家数(H17)	5,159戸	21.5	2005農林業センサス
販売農家数	4,821戸	28.1	
主業農家数	1,290戸	20.9	
農業就業人口(H17)	7,554人	26.8	
耕地面積(H18)	11,800ha	30.1	耕地面積調査
田	— ha	—	
畑	11,800ha	30.7	
林野面積(H17)	3,795ha	3.4	2005農林業センサス
漁業経営体数(H17)	421経営体	12.3	海面漁業生産統計調査

農業産出額（平成18年）

単位：億円、%

区分	野菜	果実	花き	工芸作物	畜産	その他	計
金額	15	5	0	79	38	2	139
構成比	10.8	3.6	0	56.8	27.3	1.4	100

資料：生産農業所得統計

漁業生産額（平成18年）

金額（百万円）	1,263
県対比（%）	6.0

資料：漁業生産額

(2) 振興方向

ア 農業

本圏域における農業は、地下ダム等生産基盤整備の進展、東京直行便等の航空輸送整備が進んでいることから、さとうきび、肉用牛、葉たばこの生産振興と併せて、とうがん、ゴーヤー、かぼちゃ等の野菜、マンゴー等熱帯果樹の振興を図る必要がある。

特に、とうがん、ゴーヤー、かぼちゃ、マンゴー等重点的に推進する品目については、拠点産地の体制強化や新規の認定による産地の形成・育成により、生産拡大とブランド化を図る。

このため、地下ダムによる水源開発を行うとともに、地下ダム貯留水の水質保全に配慮するとともに、かんがい施設など生産基盤の整備を推進する。

また、近年、観光・リゾート地域としての整備が進展していることから、これら観光施設と連携した農業生産の振興に努めるとともに、体験・滞在型のグリーン・ツーリズム等を促進する。

周辺離島の伊良部島及び多良間村においては、さとうきび、葉たばこ、野菜等の生産振興を図るとともに、肉用牛との経営の複合化を促進する。また、多良間村においては、山羊を活性化品目として位置づけ推進する。

(ア) さとうきび

優良種苗の増殖・普及、葉たばこ、かぼちゃとの輪作体系の確立等により生産性及び品質の向上を図る。また、新たな経営安定対策に対応した担い手を育成するため、農業生産法人、農作業の受託組織等生産組織を育成・強化するとともに、「増産プロジェクト基本方針」等に基づき、生産者をはじめ、関係者が一体となった増産対策により、生産の増大に向け取り組む。

(イ) 野菜

定時・定量・定品質の安定生産を図ることを基本に、耐候性ハウスや防風・防虫等ネット栽培施設を整備し、とうがん、ゴーヤー、かぼちゃ、さやいんげん、オクラ等の拠点産地の形成を充実・強化し、生産性及び品質の向上を図る。

また、地産地消を推進するため、たまねぎ等県内出荷が可能な品目についても生産振興を図るとともに、JAの地区営農センター等を拠点とした流通・販売体制の強化を推進する。

(ウ) 热帯果樹

優良品種の導入、栽培技術の向上、耐候性ハウスの導入など防風対策を進めるとともに、マンゴー、ドランゴンフルーツ、パッションフルーツ等の生産を拡大し、拠点産地の形成や育成に努める。

また、JAの地区営農センター等を拠点とした流通・販売体制の強化を推進する。

(I) 葉たばこ

生産性及び品質の向上や作業の省力化に努め、安定的な生産を図る。

(オ) 薬用作物

アロエベラやウコン等の生産技術の向上を図り、産地形成を図る。

(カ) 畜産

肉用牛については、自給飼料の確保や優良種畜の導入・育成、飼養衛生管理技術の向上に努め、生産の振興を図るとともに耕種部門との連携による複合経営を推進する。

また、畜産の環境対策を促進するため家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに、耕畜連携による資源循環型農業を促進するため堆肥センターの活用を推進する。

イ 森林・林業

森林の多面的機能の発揮を図るため、保安林の計画的な指定や適正な管理、防風・防潮林の造成及び治山施設の整備並びに森林整備事業を推進する。

また、当該地域では台風被害による森林の機能回復を図るために地域住民を主体とした植栽・保育活動を行っており、今後とも官民一体となった森林づくりを推進する。

(ア) 特用林産物

きのこ等の安定供給による地域特産化に取り組み、販路の拡大を図る。

ウ 水産業

地域特性を生かした水産業の振興を図るため、漁港・漁場等の生産基盤整備を推進する。

また、流通・販売体制の強化を図り、販路の確保・拡大に取り組む。

漁業者等に対して、各種学習会や巡回指導を実施することにより、漁業者の資質向上、資源管理に対する啓発を図るとともに、漁業者後継者の育成を行う。

また、地域資源の利活用や都市との交流を促進するため、体験漁業等ブルーツーリズムを推進する。

(ア) 海面漁業

漁船漁業の振興を図るための技術指導を行うとともに、タカセガイ等の放流による資源添加を推進する。

また、栽培漁業の振興、地域への浸透を図るため、宮古島市海業センター及び関係機関に技術協力、支援等を行う。

(イ) 海面養殖業

養殖の振興を図るため、生産・流通が円滑に行われるよう、生産漁家に対する技術指導、系統団体の指導を強化するとともに、地域で生産される海藻類や魚介類の流通・加工施設等の整備を行う。

(重点振興品目)

【耕 種】さとうきび、葉たばこ、マンゴー、とうがん、ゴーヤー、かぼちゃ、パパイヤ、さやいんげん、オクラ、メロン、たまねぎ、ドラゴンフルーツ、パッションフルーツ、アロエベラ、ウコン

【畜 産】肉用牛

【林 業】きのこ類

【水産業】モズク、海ぶどう、ヒトエグサ、キリンサイ類、マグロ類、タカセガイ、シャコガイ類

5 八重山圏域 日本最南端の優れた自然を生かした農林水産業の振興

(1) 農林水産業の特徴

八重山圏域の平成18年における農業産出額は121億円で、県全体の13.4%を占め、品目別産出額については、肉用牛を筆頭に、さとうきび、パインアップル、水稻、葉たばこ、鶏卵、マンゴー、乳用牛(生乳)、豚、かんしょ等の順になっている。また、観光客等の消費ニーズの拡大によって、パパイヤ、パッションフルーツ等の熱帯果実の生産について、多岐にわたる品目が、着実に進展している。

農業の品目別拠点産地については、オクラ、ボタンボウフウ、パインアップル(生食用)、ヘリコニア、ジンジャーの5産地が認定されており、生産振興に取り組んでいる。

また、おきなわブランドの戦略品目である肉用牛において、子牛生産の他に石垣牛等の肥育牛の生産も展開されており、生産の拡大及びブランド化に向けた取組が進められている。

特に石垣島においては、農業用ダムをはじめとした、かんがい施設やほ場・農道等各種の生産基盤の整備が実施されており、肉用牛やさとうきびを中心に、安定的に確保された農業用水を活用した、マンゴー、パパイヤ等の熱帯果樹、熱帯性花き、野菜等特色ある農業生産が展開されている。

森林は、自然環境及び県土の保全等の機能強化を図りつつ、木材生産や水源のかん養を図るため森林の整備が行われている。

水産業は、恵まれた海域条件を生かした一本釣り、潜水器、沿岸まぐろ延縄漁業等が行われてあり、また、クルマエビやモズク等養殖も生産を伸ばしてきている。

また、本圏域は自然に恵まれ、体験・滞在型のグリーン・ツーリズム、森林ツーリズム、ブルーツーリズムを通じた農林水産業の振興が期待される地域である。

項目	数量	県対比(%)	備考
総農家数(H17)	1,870戸	7.8	2005農林業センサス
販売農家数	1,741戸	10.1	
主業農家数	667戸	10.8	
農業就業人口(H17)	2,610人	9.2	
耕地面積(H18)	8,130ha	20.7	耕地面積調査
田	518ha	59.3	
畑	7,610ha	19.8	
林野面積(H17)	41,628ha	37.2	2005農林業センサス
漁業経営体数(H17)	484経営体	14.1	海面漁業生産統計調査

農業産出額（平成18年）

単位：億円、%

区分	野菜	果実	花き	工芸作物	畜産	その他	計
金額	5	8	1	23	77	7	121
構成比	4.1	6.6	0.8	19.0	63.6	5.8	100

資料：生産農業所得統計

漁業生産額（平成18年）

金額（百万円）	2,327
県対比（%）	11.0

資料：漁業生産額

(2) 振興方向

ア 農 業

本圏域の農業は、亜熱帯気候特有の自然条件を生かし、地形、土壤、気温等に適応した多種多様な品目が生産されている。その中でも肉用牛を筆頭に、さとうきび、葉たばこ、水稻、パインアップル、豚、マンゴー、花きなどが盛んである。それ以外の野菜、熱帯果樹、薬用作物、畜産等についても多様な品目で展開しており、おきなわブランド育成を図り、農家経営の安定に資するためには品目の選択と集中による拠点産地を形成し生産振興を推進する。

また、周辺離島及び農業用水源の未整備地区における農業用水の確保など生産基盤の整備を図るとともに、さとうきび、パインアップル、水稻などの生産性及び品質の向上に努めるとともに、肉用牛、野菜、花き、果樹等のおきなわブランド化を推進する。

また、観光リゾート地域としての特性を生かし、これら観光施設への供給等域内の需要に対応した野菜、熱帯果樹等の生産拡大に努め、地産地消の促進を図るとともに、体験・滞在型のグリーン・ツーリズム等を促進する。

周辺離島の竹富町の西表島においては、さとうきび、パインアップル、熱帯果樹、野菜、水稻等を中心に生産の振興を図るとともに、肉用牛との経営の複合化を促進する。

波照間島については、さとうきびを中心に肉用牛、モチキビ等、小浜島については、さとうきびを中心に肉用牛等、黒島については、家畜セリ市場の需要に見合う肉用牛の振興を図る。

与那国町については、さとうきび、水稻、肉用牛、ボタンボウフウの生産を振興し、経営の複合化を促進する。

(ア) さとうきび

生産性及び品質を向上させるために、優良品種の増殖普及や適期栽培管理、春植・株出体系の推進、有機物の施用や緑肥作物の栽培、防風・防潮林の普及啓発等を図る

とともに、肉用牛との複合化や葉たばこ・野菜等との輪作体系を推進していく。

また、新たな経営安定対策に対応した担い手を育成するため、農業生産法人、農業の受託組織等生産組織を育成・強化するとともに、「増産プロジェクト基本方針」等に基づき、生産者をはじめ、関係者が一体となった増産対策により、生産の増大に向け取り組む。

(1) 野菜

定時・定量・定品質の安定生産を図ることを基本に、耐候性ハウスや防風・防虫等ネット栽培施設等防風施設の整備により、オクラ、かぼちゃ、ゴーヤー、さやいんげん等の安定生産に努めるとともに、土づくり、防風対策、販売対策の強化により生産拡大を図り、拠点産地の形成・育成を推進する。

また、JAの地区営農センター等を拠点とした流通・販売体制の強化を図る。

(ウ) 热帯果樹

優良品種の導入、栽培技術の改善、耐候性ハウスの導入など防風対策の強化等を図り、観光産業へも大きく貢献しているマンゴー、パパイヤ、パッションフルーツ等の安定生産及び品質向上を目指し、拠点産地の形成・育成に努める。

(イ) 花き

防風・防虫等ネット栽培施設の導入や防風林の整備を推進し、ジンジャー、ヘリコニアを中心とした熱帯性花きの生産拡大を図り、拠点産地としての周年安定出荷体制の確立、ブランド化の推進に努めるとともに流通・販売対策の強化を推進する。

(オ) パインアップル

観光産業へも大きく貢献しており、生食用品種の導入及び開花処理技術の向上による出荷期間の拡大により、生産性及び品質の向上を図るとともに、生食用果実の生産拡大に努める。

(カ) 水稻

栽培技術及び病害虫防除技術の向上等により安定的な生産を図るとともに、減農薬、減化学肥料栽培など消費者ニーズに対応し、環境に配慮した米づくりを推進する。

(キ) 葉たばこ

生産性及び品質の向上や作業の省力化に努め、安定的な生産を図る。

(ク) 畜産

肉用牛については、ブランド化の推進、自給飼料基盤の整備、優良種畜の導入・育成、放牧地高度利用の推進及び飼養衛生管理技術の改善等により、供給基地としての産地形成を推進する。

また、畜産の環境対策を促進するため家畜排せつ物処理施設の整備を推進し、耕畜連携による資源循環型農業を促進するため、堆肥センターの活用を推進するとともに、地力の維持増進を図り、飼料自給率の向上に努める。

イ 森林・林業

水源地域においては、水源のかん養を図るための森林の整備及び保全を推進するとともに、その保全のために保安林の計画的な指定や適正な管理、治山施設の整備を行う。

貴重な動植物が生息・生育する森林については、適正な保全を図りつつ、森林環境教育や保健・休養及び森林ツーリズムの場として森林の整備を推進する。

さらに、森林・林業に精通したガイドの養成等を図り、森林ツーリズムを推進する。

また、木材の生産を重視すべき区域においては、林業の持続的かつ健全な発展を図るため、森林組合等林業事業体の支援を行う。

(ア) 林産物

リュウキュウマツ等の計画的な生産体制を確立するため、生産基盤の整備を推進する。また、木炭等の生産拡大に努める。

ウ 水産業

地域特性を生かした水産業の振興を図るため、漁港・漁場等の生産基盤を整備し、生産体制を強化する。

また、流通・販売体制の強化を図り、販路の確保・拡大に取り組む。

漁業者等に対して各種学習会や巡回指導を実施することにより、漁業者の資質向上、資源管理に対する啓発を図るとともに、漁業後継者の育成を行う。

さらに、地域資源の利活用や都市との交流を促進するため、体験漁業等ブルーツーリズムを推進する。

(ア) 海面漁業

持続的な生産活動が維持されるよう、(独)水産総合研究センターと連携してシロクラベラ等の放流による資源添加を推進するとともに、マチ類や潜水器等で漁獲される魚種の資源管理を推進する。

(1) 海面養殖業

登野城魚類養殖場を拠点とするハタ類等魚類養殖やシャコガイ類、クルマエビ、モズク等の生産拡大を図るため、漁家に対する技術指導や魚病防疫体制を整備するとともに、流通の機能強化を図る。

(重点振興品目)

【耕 種】さとうきび、水稻、パインアップル、マンゴー、ゴーヤー、さやいんげん、

オクラ、かぼちゃ、パパイヤ、パッションフルーツ、バナナ、熱帯性花き

【畜 産】肉用牛

【林 業】木材、木炭

【水産業】ヤイトハタ、シャコガイ類、タカセガイ、モズク、マチ類、ソディカ、マグ

口類、クルマエビ、フエフキダイ類